# 地方自治法等の一部を改正する法律

## (地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中 「政令の」を「政令で」に改め、 同条第二項中「直ちに」の下に「当該」 を加え、

同条第三項中 「代表者」 の 下 に 「(第五項及び第六項において「代表者」という。)」 を加え、 同条第五

項中 第一 項 の代表者」 を 「代表者」に改め、 「署名について」の下に それぞれ」 を加え、 同 [条第四

項の次に次の一項を加える。

監査委員は、 第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、 各監査委員の意見が一致

しないことにより、 前項の合議により決定することができない事項がある場合には、 その旨及び当該

項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、 かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公

共団体の議会及び長並 びに関係のある教育委員会、 選挙管理委員会、 人事委員会若しくは公平委員会が

公安委員会、 労働委員会、 農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第百五十条及び第百五十一条を次のように改める。

第百 五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 (以下この条において

定都市」 という。) の市長は、 その担任する事務のうち次に掲げるも のの管理及び執行 が法令に適合

かつ、 適正に行われることを確保するための方針を定め、 及びこれに基づき必要な体制を整備しな

ければならない。

財務に関する事務その他総務省令で定める事務

前号に掲げるものの

ほ か、

その管理及び執行が法令に適合し、

かつ、

適正に行われることを特に確

保する必要が ある事務として当該都道府県知事又は指定都市 の市 長が認めるもの

(指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。)

市

町村長

次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定

め、 及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

前項第一 号に掲げる事務

前号に掲げるも  $\tilde{\mathcal{O}}$ のほか、 その管理及び執行が法令に適合し、 かつ、 適正に行われることを特に確

保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

は、その担任する事務のうち

都道 府県知 事 文は 市 町村長は、 第一 項若しくは前項の方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞

なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、 指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長(以下この条において 「都道府県

知事等」という。)は、 毎会計年度少なくとも一回以上、 総務省令で定めるところにより、 第一項又は

第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価 した報告書を作成しなければならない。

都道 府県知事等は、 前項  $\hat{O}$ 報告書を監査委員 (の審査に付さなければならない。

都道 府 県 知 が事等は、 前項の 規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会

に提出しなければならない。

前項の規定による意見の決定は、 監査委員の合議によるものとする。

都道府県知事等は、 第六項の規定により議会に提出した報告書を公表 しなければならない。

前 各項に定めるも  $\tilde{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 第一 項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事

項は、総務省令で定める。

第百五十一条 削除

第百六十条を次のように改める。

第百六十条 部事 務組合の管理者 (第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置

く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、 理事会) 又は広域連合の長 (第二百九十一条の十三にお

いて準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、 理

事会) に係る第百五十条第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制については、 これらの

者を市 町村長 (第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市長を除く。) とみなして、 第百五

十条第二項から第九項までの規定を準用する。

第百九十六条第一項中「者(」の下に「議員である者を除く。」を加え、 同項後段を削り、 同項に次の

ただし書を加える。

ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第百九十六条第四項中 「これを」を削り、 同条に次の一項を加える。

議員のうちから選任される監査委員 の数は、 都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二

人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

第百九十八条の三第一項中 「当たつては」の下に「、法令に特別の定めがある場合を除くほか、 監査基

準 (法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、 検査、 審査その他の行為 (以下この 項にお

いて「監査等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。 次条において同じ。)に従い

」を加え、「監査を」を「監査等を」に改める。

第百九十八条の三の次に次の一条を加える。

第百九十八条の四 監査基準は、 監査委員が定めるものとする。

前項の規定による監査基準の策定は、 監査委員の合議によるものとする。

監査委員は、 監査基準を定めたときは、直ちに、これを普通地方公共団体の議会、長、 教育委員会、

選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、労働委員会、 く委員会及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。 農業委員会その他法律に基づ

前二項の規定は、監査基準の変更について準用する。

総務大臣 は 普通 地方公共団体に対し、 監査基準の策定又は変更について、 指針を示すとともに、必

要な助言を行うものとする。

監査について」を加え、 の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による 第百九十九条第三項中 に改め、 同 |条第七| 項中 「どうかに」 「提出し、かつ」を「提出するとともに」に改め、 また」 を削り の下に「ついて」を加え、 り、 同条第九項中 「監査委員は」 同条第四項中 の 下 に 同条第十項中「ため、」の下 「少くとも」を「少なくと 第九十八条第二項

「第七十五条第三項又は」を加え、 この場合において、 監査委員は、 当該意見の 同項に後段として次のように加える。 内容を公表 しなければならない。

に

ては」 その旨」を による」を、 による勧告の決定」を加え、 第百 を 九十九条第十一 「において」に、 「当該措置 「措置」の下に「(次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。)」 項 中 の内容」 「又は前項」 「通知に係る事項」 同条第十二項中「から」の下に「第七十五条第三項の規定又は第九項の に、 「通知するものとする」を を を 第十項」 「措置の内容」 に改め、 「通知しなければならない」に、 に改め、 「意見の決定」 同条第十一項の次に次の の 下 に 「又は 前項の を加え、 「にお 項を 規定 規定

監査委員は、 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、 各監査委員の意見が `\_ 致 加える。

理委員会、 項についての各監査委員の意見を普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、 しないことにより、 人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、 前項の合議により決定することができない事項がある場合には、 労働委員会、 農業委員会その他法律に基づく その旨及び当該事 選挙管

第百九十九条第十項の次に次の一項を加える。

委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

きる。 認める事項については、その者に対し、 地方公共団体の議会、 労働委員会、 監 査委員は、 この場合において、 農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると 第七十五条第三項の規定又は第九項の規定による監査の結果に関する報告のうち、 長、 監査委員は、 教育委員会、 理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することがで 当該勧告の内容を公表しなければならない。 選挙管理委員会、 人事委員会若しくは公平委員会、 公安委員会 普通

第百九十九条に次の一項を加える。

理委員会、 査委員 人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、 から第十 項の規定による勧告を受けた普通地方公共団体の議会、 労働委員会、 農業委員会その他法律に基づく 長、 教育委員会、 選挙管

委員会又は委員は、 当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、 当該措置の内容を監査委員に通知

しなけ ればならない。 この場合において、 監査委員は、 当該措置 の内容を公表しなければ ならな

第百九十九条の三第一項中「その定数が三人以上の場合にあつては」を削り、 「を、 二人の場合にあつ

ては 識見を有する者のうちから選任される監査委員」を「(監査委員の定数が二人の場合にお いて、 その

うち一人が議員のうちから選任される監査委員であるときは、 識見を有する者のうちから選任される監査

委員) 」に改め、 同 条第四項中 「にあつては」を「には」 に改める。

第二百条の次に次の一条を加える。

第二百条の二 監査委員に常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

監査専門委員は、 専門の学識経験を有する者の中から、 代表監査委員が、 代表監査委員以外の監査委

員の意見を聴いて、これを選任する。

監 查専門委員 は、 監査委員 、の委託を受け、 その権限に属する事務に関 し必要な事項を調査する。

監査専門委員は、非常勤とする。

第二百二条中「この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外」を「法令に特別の定めがあるも

のを除くほか」に改める。

第二百三条の二第一 項 中 「専門委員」 の 下 に 一、 監査専門委員」 を加える。

第二百三十三条第一項中「政令の」を「政令で」に、 「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の一

項を加える。

7 普 通地方公共団体の長は、 第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、

当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、 速やかに、 当該措置の内容を議会に報告すると

ともに、これを公表しなければならない。

第二百四十二条第一項中「こうむつた」を「被つた」に、「補塡する」を「補塡する」に改め、 同条第

八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、 同項を同条第

七項とし、 同条第五項中 「これを行なわなければ」を「行わなければ」に改め、 同項を同条第六項とし、

同条第四項中 「においては」を 「には」 に改め、 「行い、」及び 「公表し、」の下に 「当該」 を加い え、 同

項を同条第五項とし、 同条第三項中 「においては」を「において」に、「本条」を「この条」 に、 通 知

か .. つ を「通知するとともに」に改め、 同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第 項の規定による請求があつたときは、 監査委員は、 直ちに当該請求の要旨を当該普通地 方公共団

体  $\bigcirc$ 議会及び長に通知しなけ ればならない。 3

第二百四十二条第九項中 「第四項」を 「第五項」に、 「においては」を「において」に、 「通知し、 か

を 「通知するとともに」に改め、 同条に次の二項を加える。

10

実に関する損害賠償又は不当利得返還の 普 通地方公共団体の議会は、 第一 項の規定による請求があつた後に、 請 求権その他の権 利 の放棄に関する議決をしようとするときは 当該請求に係る行為又は怠る事

あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない

11 第四項の規定による勧告、 第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての

決定は、

監査委員の合議によるものとする。

第二百四十二条の二第一項中 「同条第四項」 を 「同条第五項」に、 「同条第五項」 を 「同条第六項」に

改め、 同項第四号ただし書中 「第二百四十三条の二第三項」 を 「第二百四十三条の二の二第三項」に、

にあつては」 を 「には」に改め、 同条第一 二項中 「掲げる」 の 下 に 「場合の区分に応じ、 当該各号に定める

を加え、 同項第一号及び第二号中「場合は、当該」を「場合 当該」に改め、 同項第三号中「行なわな

い場合は、 当該」 を「行わない場合 当該」 に改め、 同項第四号中 「場合は、 当該」 を 「場合 当該」 に

改める。

第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の二とする。

第二百四十三条の次に次の一条を加える。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二

普通地方公共団体は、

条例で、

しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員

(次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除

当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若

く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。)の当該普通地方公共団体に対する損害

を賠償する責任を、 普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、

普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、 普通地方公共団体の長等の職責その 他 の事 情を考

慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額に 0

いて免れさせる旨を定めることができる。

2

普通地方公共団体の議会は、 前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらか

じめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前 項  $\bigcirc$ 規定による意見の 決定は、 監査委員の合議によるものとする。

第二百五十二条の七第一項中 「職員又は」を 「職員、」に改め、 「専門委員」の下に「又は第二百条の

一第一項に規定する監査専門委員」 を加え、 同条第三項中 「前二項の場合に」の下に「ついて」を加え、

「これを」を「ついて、それぞれ」に改める。

第二百五十二条の十一 第四 |項中 「においては」 を 「において」に改め、 「監査委員は、」

九十 九条第九項の規定による」を加え、 「提出し、 かつ」 を「提出するとともに」に改め、 同 条に次 **の** 

項を加える。

5 前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、 第百九十九条第九項の規定によ

る監査の結果に関する報告の決定について、 各監査委員の意見が一致しないことにより、 同 条第十二項

の合議 により決定することができない事項がある場合には、 その旨及び当該事項につい ての 各監査委員

の意見を他 の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない

第二百五十二条の十三中「政令の」を「政令で」に、 「又は専門委員」を  $\overline{\phantom{a}}$ 専門委員又は監査専門委

の 下 に

「第百

員 に改める。

第二百五十二条の二十七第二項中 「普通地方公共団体」 の 下 に 「及び同条第二項の条例を定めた同条第

項第二号に掲げる市以外の市又は町村」を加え、 毎会計年度」 を削る。

第二百五十二条の三十三第二項中 「の職員」の下に「、 監査専門委員」を加える。

第二百五十二条の三十六第一項中 「(以下「包括外部監査対象団体」という。)」 を削り、 「政令の」

を 「政令で」に改め、 同項第三号を削 り、 同 条第七項を同条第八項とし、 同条第四項 か ら第六項までを一

項ずつ繰り下げ、 同条第三項中 第一 項」 の 下 に 「又は第一 二項」 を加え、 「において、 包括 外部監 査 対象

団体」を「には、 第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる

市以外の市又は町村 (以下「包括外部監査対象団体」という。)」に改め、 同項を同条第四項とし、 同 条

同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の一項を加える。

第二項中

「前項」

を

「前二項」に改め、

2 前 項第二号に掲げる市以外の市 文は 町 村で、 契約に基づく監査を受けることを条例により定め た もの

 $\mathcal{O}$ 長は、 同項  $\mathcal{O}$ 政令で定めるところにより、 条例で定める会計年度にお いて、 当該会計年度に係る包括

外部監査契約を、 速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、 あらかじめ監査

委員の意見を聴くとともに、 議会の議決を経なければならない。

第二百五十二条の三十九第一 項 中 「政令の」 を「政令で」に、 「において」を「には」 に改め、 同 · 条 第

二項中「本条」を「この条」に、 「第四項」を 「第五項」に改め、 同条第三項中「政令の」 を 「政令で」

に改め、 「により、」の下に「当該」を加え、 同条第五項中「においては」を「には」に、 「政令の」を

「政令で」に改め、 同条第六項中「においては」を「には」に改め、 同条第十項中 「におい ては」 を に

おい び第四項」 て」に改め、 「 か 同 ら第五項まで」 条第十三項中 に改める。 「送付し、 か <u>つ</u> を 「送付するとともに」 に改め、 同 条第十五 項中

を

第二百五十二条の四十三第一項中「政令の」を「政令で」に改め、 同条第二項中 「本条」を「この条」

に、 「においては」を 「において」に改め、 同条第五項中 「第二百四十二条第四項から第六項まで、第八

項及び第九項並びに第二百四十二条の二」を 「第二百四十二条第五項から第七項まで及び第十一項並 びに

第二百四 十二条の二第一 項及び第二項」に、 「第二百四十二条第四項中」 を 「第二百四十二条第五 項 宁

に改め、 「が あ つた場合においては、 監査委員は、 監査を行 \ \_ \_ を削り、 「提出があ つた場合にお ては

監査委員は、」 を 「提出」と、 「監査を行い」とあるのは「」に、 「本条」を「この条」に、 「同条第

及

五項」 下に 二条の四十三第四項の」」を「第二百五十二条の四十三第四項」」に、 を に、 「六十日」 「勧告」 請 を 「第五項」 「第三項の規定による勧告並びに第四項」 求 「同条第六項」に、 をした場合におい に、 を加え、 に改め、 同 条第六項」 請求をした場合におい 「監査及び」 て、 「による請求」」 を 前条第四 同 の下に [条第七項] 項」 を て、 を 「勧告並びに前項の規定による意見」 を \_ と、 「による」」に、 に、 同 「第四項の規定による勧告、 条第四 「同条第三 第四 項  $\mathcal{O}$ 項 規定による監査委員 五.  $\bigcirc$ 「の請な 項 を  $\hat{O}$ 「同条第八項」を 求 規定による監  $\overline{\ }$ と 第五項」 第五項」に、 「六十日」 を、  $\widehat{\mathcal{O}}$ に、 查委員 監 査 「同条第十 「決定及び」  $\mathcal{O}$ )結果」 第二百 を の監 「「第四 \_ の \_ 査 を削 五  $\mathcal{O}$ لح 結  $\mathcal{O}$ 項 + 項

果 は に、 り、 号中 同条第七項中 を とあるのは 個別外部監査 こに、 「において」に、 「第二百四十二条第六項」 「前条第五項」に、 「監査委員の の請求」 「同条第四項」を と、 請求」 同条第二項第一号中 を 「勧告」と」を「」と」に、  $\overline{\mathcal{O}}$ を 請求」 「同条第五項」 「第二百四十二条第七項」 に改め、 「監査委員」 に、 「又は」 「通知し、 同 とあるのは を 条第一 「個別外部監査」 に改 か め、 項の請求」  $\Box$ を「通知するとともに」 同条第九項中 の 下 に と、 を 同 「当該」 同条第二項第 条第一 一に を加え お いて 項

に改める。

契約に基づく監査」 第二百五十二条の四十五中 に、 「広域 「第二節の規定の (連合は、」 を 「広域連合を」に、 適用」 を 「一部事務組合又は広域連合に係る包括外部監査 「みなす」を「みなして、 第二節 同 項

を除く。)の規定を準用する」に改める。

条第一 条」 条」 ら第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中」を加え、 第二百八十七条の二第六項中「議会に」の下に「通知し、」を、 「によつて」を「により」に改め、 を を削り、 項」に改め、 「第百条の二及び第百二十五条中 「第百条第一項か 「、及び」の下に「「議会」とあり、 ら第五項まで及び第八項から第十三項まで、 同条第七項中 普 通地方公共団体の議会」 「の規定に限る」を「に限る」に改め、 並びに第九十八条第二項並びに第百条第二項か 同条第九項を同条第十一項とし、 「議会への」の下に「通知、」 とあり、 第百条の二並び 第九十八条第 に第百二十五 項及び第百 同条第八 第九十八 を加え

十条、 項中 六条 「においては」を「には」に、「これを」」を「これ」」に、 (第三項を除く。)、第百七十七条第一項及び第二項、 第百九十九条第十二項、 第二百四十二条第九項、 第二百四十二条の二第一項及び第二項」 第百七十九条第二項 「条例を」を「条例」に、 カ ら第四項まで、 「第百七十 を 第百八 「第百

七十六条第一項、

第四項及び第七項、

第百七十七条第一項、

第百七十九条第一項、

第百八十条第一項、

第

の構 事務 あり、 項、 二第二項、 普通地方公共団体の議会」とあり、第百七十六条第二項、第五項、 五十二条の四十 百九十九条第十四項及び第十五項、 第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条第二項、第二百四十二条第九項、 組 成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは 合の 並びに第二百四十二条の二第一項」 第二百五十二条の四十第二項、 構 成団 (第四項を除く。) 体の 議会」と、 及び 並びに第二百五十六条」 第二百四十二条第十項、 に改め、 第三項、 第二百五十二条の三十七第五項中 第五項及び第六項並びに第二百五十六条中 「「普通地方公共団体 を 第二百四十三条の二第二項」に、 「並びに第二百五十二条の 第六項及び第八項、 の議会」 「構成団体の議会」と」を 「議会」 とあるのは 第二百四十二条の 第百七十七条第二 とあるのは 四十 · 第 「議会」と 「特例 一項中 第二百 「全て 部

8 第百六十条の規定により第百五十条第二項から第九項までの規定を特例一部事務組合に準用する場合 削

同項を同条第十項とし、

同条第七項の次に次の二項を加える。

には、 同 条第八項中 「議会」とあるのは、 · 特例 部事務組合の構成団体の議会」 と読み替えるものと

する。

9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節 (第二百五十二条の三十六第一項を除く。

の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、 第二百五十二条の三十七第五項中 「議会」 とあるの

は 「全ての 構 1成団体  $\mathcal{O}$ 議会」と、 第二百五十二条の三十八第六項中 「議会」とあるのは 構 成団: 体  $\mathcal{O}$ 議

会」と読み替えるものとする。

第二百九十一条の六第一項中 「第七十五条第五項後段」を「第七十五条第六項後段」に、 「第七十五条

第五項前段」 を 「第七十五条第六項前段」 に改め、 同条第三項中 「直ちに、 \_ の 下 に 「当該」 を加え、 同

条第八項中「これを」を削る。

第二百 九十九条中 「第十項 (第七十五条第五項、 第七十六条第四項、 第八十条第四項、 第八十一条第二

項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)」を「第十項」に、 「第七十四条の三第三項

第七十五条第五項」を 「第七十四条の三第三項 (これらの規定を第七十五条第六項」に改める。

附則第九条に次の一項を加える。

この法律に定め るものを除くほか、 監査専門委員の分限、 給与、 服務、 懲戒等に関しては、 前項の規

定を準用する。

(地方公営企業法の一部改正)

第二条 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「をあわせて」を「と併せて、」に改め、 同条第三項中 「あたつては」を 「当たつて

は」に、 「意を」を「、意を」に改め、 同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加え

る。

7 地方公共団体の長は、 第四項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければな

らない。

8 地方公共団体の長は、 第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、

議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を

講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、 速やかに、これらの措置の内容を議

会に報告するとともに、公表しなければならない。

第三十四条中 「第二百四十三条の二の」を「第二百四十三条の二の二の」に、 「第二百四十三条の二第

三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

第三十九条第三項ただし書中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改

める。

地 方独立行政法 人法 の 一 部改 正

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置 (第五十九条 第六十七条)」を

第六章

移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置 (第五十九条 第六十六条の二)

に、 「第六章の二」 を

設立団体の数の変更に伴う措置 (第六十六条の三―第六十七条)

「第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例 (第八十一条―第八十七条の二) (第八十一条

公営企業型地方独立行政法人に関する特例

第六章の三」に、「第八章

第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

第 節 設立団体申請等関係事 務の処理等に関する特例 (第八十七条の三―第八十七条の十一)

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例 (第八十七条の十二―第八十七条の二十二

第八十七条)」を

第三条の見出し中「自主性」を「自主性等」に改め、 同条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同

条第三項中 「当たっては、」の下に「地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経 済の情勢を

踏まえつつ適切に行われるよう、 地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに」 を加える。

第八条第一項第五号中 「の地方独立行政法人」 の 下 に 「 (以下 般地方独立行政法人」という。)」

を加え、 同項第八号中「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に、 「にあっては」を「には」に改

め、 同条第二項中「設立団体」の下に「(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては

設立団体及び加入設立団体 (新たに設立団体となる地方公共団体をいう。 以下同じ。))」 を加え、 同

条第三項中 「一般地方独立行政法人」 「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人 に改め、 同条第四項中「第十一条」を「第十一条第一項」に、 (以下「一般地 方独立行政法人」 という。) 「地方独立

行政法人評価委員会」を「評価委員会」に改める。

第十一条の見出しを削り、 同条第一項中「執行機関」を「当該設立団体の長」 に改め、 同条第二項第

号を次のように改める。

第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項

第四十四条第二項、第四十九条第二項(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六十

七条第二項、第七十八条第四項、 第七十九条の二第二項、 第八十七条の八第四項又は第八十七条の十

第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

第十一条第二項第二号中「条例」の下に「の規定」を加え、 同号を同項第六号とし、 同項第一号の次に

次の四号を加える。

第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次号において「公

立大学法人」という。)の業務の実績を評価すること。

三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

匹 第百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五 第百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

第十一条第三項中 「前項」 を 「第二項」 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一 項を

加える。

3 評価委員会は、 前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければな

らない。

第十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、 監事は、 設立団体の規則で定めるところにより、 監査報告を作成しなければなら

ない。

第十三条第五項を同条第九項とし、 同条第四項の次に次の四項を加える。

5 監事は、いつでも、役員 (監事を除く。) 及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、 又は地方独

立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事 は、 地 方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、 当該書類を

調査しなければならない。

この法律の規定による認可、 承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

# その他設立団体の規則で定める書類

7

監事 は、 その職務を行うため必要があるときは、 地方独立行政法人の子法人 (地方独立行政法人がそ

の経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。 以下同じ。)に対して事業の報告を求

め、 又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第十三条の次に次の 一条を加える。 8

前項の子法人は、

正当な理由があるときは、

同項の報告又は調査を拒むことができる。

#### 理事長等 の報告が [義務)

第十三条の二 監事は、 役員 (監事を除く。) が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある

と認めるとき、又はこの法律、 他の法令、 設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事

しくは著しく不当な事実があると認めるときは、 遅滞なく、 その旨を理事長に報告するとともに、 設立

団体の長に報告しなければならない。

第十四条第四 |項を同 条第五項とし、 同条第三項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一 項を加 える。

設立団体の長は、 前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募

3

(当該地方独立行政 法 人の理事長又は監事 0 職 務 の内容、 勤務条件その他必要な事項を公表して行う候

補者 の募集を いう。 以下この 項において同じ。 の活用に努めなければならない。 公募によらない · 場合

であっても、 透明性を確保しつつ、 候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要

な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十五条第一 項中 「の任期は、 四年以内」を \_ (監事を除く。 以下この項において同じ。) の任期は、

第二十五条第二項 第 号に規定する中 期目 標  $\mathcal{O}$ 期間 (以下この項にお いて 中 -期目標  $\mathcal{O}$ 期間」

を考慮した上で、 中 期 自 . 標 の 期 間 又は四 年 間  $\mathcal{O}$ 7 ずれか長い ,期間-内 に改め、 同条第二項を同 条第三項と

し、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監事の任期は、 理事長 の任期 (補欠の理事長の任期を含む。 以下この項において同じ。)に対応して

定めるものとし、 任命  $\mathcal{O}$ 日 「から、 当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸 表

承認 日 (第三十四 [条第 項の規定に よる同 項に規定する財務諸 表 の承認 の日をいう。 第三十八条及び第

七十四 [条第四 |項にお いて同じ。)までとする。 ただし、 補欠の監事 の任期は、 前任者の残任期間とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

### (役員の忠実義務)

第十五条の二 地方独立行政法人の役員は、 その業務について、この法律、 他の法令、 設立団体の条例及

び規則並びに定款、この法律、 他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の処分並びに

当該地方独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、 当該地方独立行政法人のため忠実に

その職務を遂行しなければならない。

### (役員の報告義務)

第十五条の三 地方独立行政法人の役員 (監事を除く。) は、 当該地方独立行政法人に著しい損害を及ぼ

すおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、 当該事実を監事に報告しなければならない。

第十七条第四項中「及び」を「又は」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

## (役員等の損害賠償責任)

第十九条の二 地方独立行政法人の役員又は会計監査人 (第四項において「役員等」という。) は、その

任務を怠ったときは、 当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項 の責任は、 設立団体の長の承認がなければ、 免除することができない。
- 3 設立団: 体  $\mathcal{O}$ 長 は、 前 項の 承認をしようとするときは、 設立団体  $\mathcal{O}$ 議会の 議決を経 なけ ħ ばならな
- 4 前 二項の規定にかかわらず、 地方独立行政法人は、第一項の責任について、 設立団体が 地方独立 行政

法 人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政

令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、 役員等が職務を行うにつき善意でか つ重大な過失

が な い場合において、 責任の原因となった事実の内容、 当該役員等の職務 の執行 の状況その 他 0 事 情を

勘案して特に必要と認めるときは、 当該役員等が賠償の責任を負う額から、 当該条例で定め る額 を控除

して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めること

ができる。

5 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十三条の二第二項及び第三項の規定は、 前項の

条例の制定又は改廃について準用する。

第二十一条第六号を同条第七号とし、 同条第五号中 「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、 同号

を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五. 市 町村 (特別区を含む。 以下同じ。) の長その他の執行機関に対する申請、 届出その他 この行為 以

下 「申請等」という。)の受理、 申請等に対する処分その他の申 請等の処理に関する事 務であって定

型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であって定型的なもの

のうち、 別表に掲げるもの (以下「申請等関係事務」という。)を当該市町村又は当該市町村の長そ

の他の執行機関の名において処理すること。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 前 項の業務方法書には、 役員 (監事を除く。) の職務の執行がこの法律、 他の法令、 設立 団体 :の条例

若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確

保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

第二十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十四条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第二十五条第一項中「これ」を「当該中期目標」 に改め、 同条第二項中「ついて」の下に「具体的に」

を加える。

第二十六条第一項中「これ」を「当該中期計画」 に改め、 同条第三項を削り、 同条第四項を同条第三項

とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十七条第一項中「その変更後のもの」を「当該変更後の中期計画」に、 「次項」を「以下この条及

び第二十九条」に、「これ」を「当該年度計画」に改める。

第二十八条から第三十一条までを次のように改める。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、 毎事業年度の終了後、 当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度の

ずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、 設立団体の長の評価を受けなければならない。

次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

標 の期間 中期目標の期間 の終了時に見込まれる中 の最後の事業年度の直前の事業年度 期目 L標の 期間 における業務の実績 当該事業年度における業務の実績及び中期目

三 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期間 の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における

業務の実績

V

地 方独立行政法人は、 前項 の評価を受けようとするときは、 設立団体の規則で定めるところにより、

2

各 事 ず業年度 0 終了後三月以内 に、 同項第一号、 第二号又は第三号に定める事 項及び当該 事 項について自

ら評 価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならな

\ \ \ \

3 第 項 の評 価 は、 同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、 行わ

なければ ならない。 この場合において、 同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績 に 関 ける

評 価 は 当該. 事業年度における中期計画 の実施状況の 調査及び分析を行 V; その結果を考慮して行わな

ければならない。

4 設立団体の長は、 第一項第二号に規定する中期目標の期間 の終了時に見込まれる中期目標の期間 にお

け る業務の実績に関する評価を行うときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなけ れば ならな

5 価 !の結果 設立団 を通 体 の長 知 Ĺ は、 第 公表するとともに、 項  $\hat{O}$ 評価を行ったときは、 議会に報告しなければならな 遅滞なく、 当該地 方独立行政法人に対して、 その評

6 設立団体の長は、 第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、 当該地方独立行政法人に

対し、 業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第二十九条 地方独立行政法人は、 前条第一項の評価の結果を、 中期計画及び年度計画並びに業務運営の

改善に適切に反映させるとともに、 毎年度、 当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立 団体の長は、 第二十八条第一項第二号に規定する中期目標 の期間の終了時に見込まれる中

期目 標の期間 における業務の実績に関する評価を行ったときは、 中期目 標 の期間 の終了時までに、 当 該

地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を

行い、 その結果に基づき、 業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものと

する。

2 設立団体の長は、 前項の規定による検討を行うに当たっては、 評価委員会の意見を聴かなければなら

ない。

3

設立団体の長は、 第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければなら

ない。

第三十一条 削除

第三十四条第二項中「これに」を「当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した」に

改め、 「を添え、」を削り、 「監事の意見(次条」を「監査報告 (次条第一項」に、 「監事及び会計監査

人の意見。 第四項及び第百三十条第八号において」を「監査報告及び会計監査報告。 以下」に、 「付けな

ければ」を「添付しなければ」に改め、 同条第三項を削り、 同条第四項中 「第二項」 を「前項」 に、 「 監

事 の意見を記載した書 面 を 「監査報告」 に改め、 同項を同 条第三項とする。

第三十五条中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、 同条に後段として次のように加え

る。

この場合において、 会計監査人は、 設立団体の規則で定めるところにより、 会計監査報告を作成しな

ければならない。

第三十五条に次の四項を加える。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、 又は役員 (監事を除く。) 及び職員

に対し、会計に関する報告を求めることができる。

会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、

当該書

面

会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもって作成されているときは

当該電 磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したも

3 会計監査 一人は、 その職務を行うため必要があるときは、 地方独立行政法人の子法人に対して会計 に関

する報告を求め、 又は地方独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることが

できる。

- 4 前項の子法人は、 正当な理由があるときは、 同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計監査人は、 その職務を行うに当たっては、 次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならな

\ \ \

一 第三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法 人の役

#### 員又は職員

第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法人から

公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会

計士を含む。 第三十七条第一項及び第三項第二号において同じ。)又は監査法人の業務以外の業務に

より継続的な報酬を受けている者

第三十五条の次に次の一条を加える。

### (監事に対する報告)

第三十五条の二 会計監査人は、 その職務を行うに際して役員 (監事を除く。) の職務の執行に関し不正

の行為又はこの法律、 他の法令、 設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事 実が、 あ

ることを発見したときは、 遅滞なく、 これを監事に報告しなければならない。

2 監事 は、 その職務を行うため必要があると認めるときは、 会計監査人に対し、 その監査に関する報告

を求めることができる。

第三十七条を次のように改める。

(会計監査人の資格等)

第三十七条 会計監査人は、 公認会計士又は監査法人でなければならない。

会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、こ

2

れを地方独立行政法人に通知しなければならない。 この場合においては、 次項第二号に掲げる者を選定

することはできない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

公認会計士法の規定により、 財務諸表について監査することができない者

監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の

業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

第三十八条中 「の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時」 を「についての財

務諸表承認日」に改める。

第四十条第 項 中 「うめ」 を 「埋め」 に改め、 同条第五項を削り、 同条第六項中 「第四 項 を 前 項

に改め、 同 項を同 条第五項とし、 同条第七項中 「前三項」 を 「前二項」 に改 め、 同 頂を同り 条第六項とする。

第四十一条第一項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、 同条第四項を削り、 同条第五項を同条

第四項とする。

第四十二条に次の一項を加える。

2

収された税金その

他

 $\mathcal{O}$ 

地 方独立行政法人は、 その業務の運営に当たっては、 前項の規定による交付金について、 住民 か ら徴

貴重な財源で賄われるものであることに留意し、

この法律、

他

この法令、

設立

団 体

の条例及び規則、 定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならな

\ <u>`</u>

第四十二条の二第一項中 「以下この条」 を「次項から第四項まで」に改め、 同条第六項を削り、 同条第

七項を同条第六項とする。

第四十三条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第四十八条第三項中 「給与」の下に「を参酌し、 かつ」 を加え、 「定めなければ」を「定められなけれ

ば」に改める。

第四十九条第二項中「その」を「当該」に、 「社会一般の情勢に適合した」を「前条第三項の規定に照

らして適正な」に改める。

第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項下欄中「)を除く」の下に「。以下この節、 第六十条及び

第六十三条において同じ」を加える。

第五十一条第二項中「これ」を「これら」に改め、

同条第三項中

「職員、

を

「職員の給与を参酌し、

かつ、」に、 「並びに」を「及び」に、「定めなければ」 を「定められなければ」に改める。

第五十六条第一項中「第四十八条第三項中」の下に「「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、

を加え、「、「実績」を「「実績」に改める。

第五十六条の次に次の三条を加える。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、 次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、 政

令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

般地方独立行政法人の役員又は職員 (非常勤の者を除く。 )であった者であって離 職 後に営利企

業等 (商業、 工業又は金融業その 条にお いて 「営利

う。)及び営利企業以外の法人 (国 国 他営利を目的とする私企業 国際機関 地方公共団体、 (以下この 独立行政法人通則法 (平成十一年法 企業」 とい

律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。) をいう。 以

離

下この条において同じ。)の地位に就いている者 (以下この条において 「再就職者」という。) が

として設立 寸 体の 規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、 当該 般地方法 独  $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 行 政 法 人

職後二年を経過するまでの

間 に、

離職

前

五年間

に在職

していた当該一

般地方独

立行政

法

人の

内

部

組

織

と当該営利企業等との間で締結される売買、 賃借、 請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行

われる行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第二条第二号に規定する処分に関する事務 (当該 般

地方独立行政法人の業務に係るものに限る。 次号において「契約等事務」という。)であって離 職 前

五. 年間 0 職 務に属するも のに関するこの法律、 他の法令、 設立団体の条例若しくは規則若しくは 定款

又は当該 般 地方 独立行 政法 人が定める業務方法書、 第四十五条に規定する規程その 他  $\mathcal{O}$ 規則 に 違反

する職務上の行為 (以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。)の要求又は依

前号に掲げるも  $\tilde{O}$ Ď ほ か、 再就職者のうち、 当該 般地方独立行政法 人の役員又は管理若しくは監

督 の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、 離職後二年を経過するまでの間 に、

当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行う、 契約等事務に関する法令等違反行為の要求

### 又は依頼

三 前二号に掲げるものの ほ か、 再就職者が行う、 当 該 般地方独立行政法人と営利企業等 (当該 再就

職 者が現にその地 位に就 1 てい るものに限る。 との 間 の契約であって当該 般地 方独立行政法 人に

お いてその締結について自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に

対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに関する法令等違反行為

## の要求又は依頼

(一般地方独立行政法人の理事長が講ずべき措置等)

第五十六条の三 般地方独立 一行政法 人の 理 事 長は、 当 該 般地方独立行政法人の役員又は 職 員が前 条の

規定に違反したと認めるときは、 当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該一般地方独立行政法

人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 前条の規定による届出を受けた一 般地方独立行政法 . 人 の 理事長は 当該届出に係る要求又は依 頼  $\mathcal{O}$ 事

実があると認めるときは、 当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置

を講じなければならない。

3 般地方独立行政法人の 理事長は、 毎事業年度、 前条の規定による届出及び前二項の措置 の内容を取

りまとめ、 政令で定めるところにより、 設立団体の長に報告しなければならな

(一般地方独立行政法人の講ずる措置)

第五十六条の 几 一般地方独立行政法人は、 地方公務員法第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則

法第五十条の四、 第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該 般地方独立

行政法人の役員又は職員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 離職後の 就職の状況を勘案し、 退職管理 理の適正を確保するために必要と認め

られる措置を講ずるものとする。

第五 十七条第二項中 「これ」を「これら」に改め、 同条第三項を次のように改める。

前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、 同一又は類似の職 種 の国及び地方公共団体

3

 $\mathcal{O}$ 職員並びに民間企業の従事者の給与、 当 該 般地方独立行政法人の業務の実績並 びに職員 の職務 の特

性及び 雇 用形態その 他の事情を考慮して定めら れなければならな

第六十三条中「(以下この条」の下に「及び別表第十三号」を、 「区長を含む」の下に「。 同表第二十

号において同じ」を加える。

第六十七条を第六十六条の二とする。

第六章の二を第六章の三とし、第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 設立団体の数の変更に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第六十六条の三 受入特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であって第八条第二項の規定による

設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる日 (以下「加入日」という。) の前 日におい · て現

に加入設立団体が行っている業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。 以下この項及び第三項

の当該設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立

団体

. の 内

に

お

いて同じ。

部 組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設

立団体の条例で定めるものの職員である者は、 別に辞令を発せられない限り、 加入日において、

入特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

第八条第二項の規定による受入一般地方独立行政法人

2

(一般地方独立行政法人であ

いって加

入日

 $\mathcal{O}$ 

前

日

に お ļ, て現に 加入設立団体が行っている業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。 以下この 条

にお いて同じ。 の設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内 部 組

織で当該受入一般地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該

加入設立

寸

体の条例で定めるも Oの職員である者は、 別に辞令を発せられない限り、 加入日におい て、 当該受入一

般地方独立行政法人の職員となるものとする。

3 第六十条から第六十五条までの規定は、 前二 |項の規定により受入地方独立行政法人(受入特定地方独

立行政法人及び受入一般地方独立行政法人をいう。 次条において同じ。) の職員となった者につい て準

用する。 この場合において、 次 (の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表  $\tilde{O}$ 

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十条

前条第二項

第六十六条の三第二項

受入地方独立行政法人は、	移行型地方独立行政法人は、当該移	第六十二条第一項
加入設立団体	設立団体	
当該受入地方独立行政法人	当該移行型地方独立行政法人	
六十六条の三第一項又は第二項		
方独立行政法人」という。)は、	。)は、第五十九条	
ら第六十三条までにおいて「受入地	地方独立行政法人をいう。以下同じ	
入地方独立行政法人(以下この条か	定地方独立行政法人及び移行型一般	
第六十六条の三第三項に規定する受	移行型地方独立行政法人(移行型特	第六十一条
当該受入一般地方独立行政法人	当該移行型一般地方独立行政法人	
方独立行政法人」という。		
十五条第一項において「受入一般地		
独立行政法人(以下この条及び第六		
により同項に規定する受入一般地方	により移行型一般地方独立行政法人	

		第六十二条の二	第六十二条第二項									
移行型特定地方独立行政法人の業務	設立団体	第五十九条第一項	移行型地方独立行政法人	移行型地方独立行政法人を	の日から	当該移行型地方独立行政法人の成立	移行型地方独立行政法人の職員	第五十九条	設立団体			行型地方独立行政法人の成立の日
受入特定地方独立行政法人(同項に	加入設立団体	第六十六条の三第一項	受入地方独立行政法人	受入地方独立行政法人を		加入日から	受入地方独立行政法人の職員	同項又は第六十六条の三第二項	加入設立団体	て「加入日」という。)	下この条から第六十四条までにおい	条の三第一項に規定する加入日(以

第六十六条の三第一項	第五十九条第一項	
款の変更が効力を生ずる際現に	の際現に	
第六十六条の三第一項に規定する定	移行型特定地方独立行政法人の成立	第六十四条第一項
加入設立団体	設立団体	
	の 目	
加入日	当該移行型地方独立行政法人の成立	
受入地方独立行政法人の職員	移行型地方独立行政法人の職員	
第六十六条の三第一項又は第二項	第五十九条	第六十三条
、当該受入特定地方独立行政法人	、当該移行型特定地方独立行政法人	
う業務		
第一項において同じ。)が新たに行		
をいう。以下この条及び第六十四条		
規定する受入特定地方独立行政法人		

第六十六条の四 前条第一 項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際、 受入地方独立行政法人

(権利

一義務の

承

(継等)

#### 三項 第六十五条第一 第六十四条第二項及び第 項 移行型 成立 当該移行型一 第五 当該移行型特定地方独立行政法人の 成立 当該移行型特定地方独立行政法人の の際現に 移行型一般地方独立行政法人の成立 成立の日 移行型特定地方独立行政法人の 十九九 $\overline{\mathcal{O}}$ $\overline{\mathcal{O}}$ 般 (条第) 地 般地方独立行政法人の 方独立行政法人の 一項 職員 職 員 加入日 当該定款の変更が効力を生ずる 当該定款の変更が効力を生ずる 受入一般地方独立行政法人の 第六十六条の三第二項に規定する定 受入特定地方独立行政法人の職 款の変更が効力を生ずる際現に 第六十六条の三 第 項 職 員 員

が新たに行う業務に関し、現に加入設立団体が有する権利及び義務 に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち加入日までに償還されてい (当該定款の変更が効力を生ずる前 な

1 ものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、 当該

定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が 承継する。

2 法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、 第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、 前項の規定により受入地方独立行政 次の表の上欄に掲げる規定

中同表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条第二項	前項	第六十六条の四第一項
	移行型地方独立行政法人が	第六十六条の三第三項に規定する受
		入地方独立行政法人(以下この項及
		び次条において「受入地方独立行政
		法人」という。) が
	設立団体	加入設立団体

第六十六条の四	前条	第六十六条の二第二項
加入設立団体	設立団体	
受入地方独立行政法人	移行型地方独立行政法人	
第六十六条の四	前条	第六十六条の二第一項
第六十六条の四第一項	第一項	
加入設立団体	設立団体	第六十六条第七項
		四項
加入設立団体	設立団体	第六十六条第三項及び第
債の増減	負債	
受入地方独立行政法人の資産及び負	移行型地方独立行政法人の資産及び	
」という。)		
入日(次条第三項において「加入日	の日	
第六十六条の三第一項に規定する加	当該移行型地方独立行政法人の成立	

第六十六条の二第三項 当該 設立 設立 移行型地方独立行政法人の成立の 移行型地方独立行政法人に により移行型地方独立行政法人 寸 寸 移行型地方独立行政法人の 体 体 設立 日 加入日 款の変更 次条第一 加 加 受入地方独立行政法人に により受入地方独立行政法人 入設立団体 入設立団: 項又は第二項に規定する定 体

## (財産の処分)

第六十七条 第八条第二項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、 地方

独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、 当該財産処分については、 設立団体の長が協議して定

めるところによる。

3

第

項の協議については、

各設立団体の長は、

それぞれ設立団体の議会の議決を経なければならない。

2

前項の場合においては、 設立団体の長は、 あらかじめ 評価委員会の意見を聴か なければならない。

第 項の規定による財産の処分については、 前項の規定による設立団体の議会の議決があったことを

4

もって第四十二条の二第五項又は第四十四条第一 二項の 規定による設立団体  $\mathcal{O}$ 議会の 議決が あ ったも のと

みなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもって第四十二条の二第一 項

若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

第六十八条第一項中「この章において」を削る。

第七十一条第二項中 「第十四条第一項」 の下に「及び第三項」を加え、 同条第七項中

「第十四条第四項」 に改め、 同条第八項中 「第十四条第一項」 の 下 に 「及び第三項」 を加え、 同 条第

九項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、 「同条第四項」を「同条第五項」に改め、 同項を同

条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 公立大学法 人の監事 の任命については、 第十四条第三項の規定は、 適用しない。

第七十四条第五項を同条第六項とし、 同条第四項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次の一 項を加え

る。

4 公立大学法人の監事の任期は、 第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する

「第十四条第三項

事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。 ただし、 補欠の監事の任期は、 前任

者の残任期間とする。

第七十六条を次のように改める。

#### (準用)

第七十六条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命

する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

学長を別に任命する大学の学長	役員	第十五条第三項及び第十
学長		
う。以下この章において同じ。) の		
定する学長を別に任命する大学をい		
学長を別に任命する大学(同項に規	副理事長及び理事	
第七十一条第五項	前項	第十四条第五項

第二十六条第三項」に改め、 を「で設立団体の長が定める」 第七十八条第一項中 六条第 第十七条第四項 項 第十七条第三項 第十七条第 項 項及び第二 「とあり、 副理事! 前二項 役員 役員 その役員 れ れ 設立団体の長又は理事長は、 設立団体の長又は理事長は、 とあるのは 及び」 (監事を除く。 長又は理事 を「とあるのは 「前項の」に改め、 「六年間」 それぞ それぞ 同条第四項中 <u>ک</u> \_ 理事長は 学長を別に任命する大学の学長 理事長は 学長を別に任命する大学の学長 その学長を別に任命する大学の学長 学長を別に任命する大学の学長 前二項及び第七十五条 に、 「第二十六条第四項」を 「」とあるのは、 「六年間

同項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次の一項を加える。

設立団体 の長は、 公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとすると

4

きは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、 毎事業年度の終了後、 当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のい

ずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、 評価委員会の評価を受けなければならな

この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、 公立大学法人には、 適 用 しな

次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

中期目標の期間 の最後の事業年度の前 々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標

 $\mathcal{O}$ 期間 の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

 $\equiv$ 中 期 目 標 O期間 の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間 に おける

業務の実績

2

公立大学法人は、 前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、 各事

価 業年度の終了後三月以内に、 を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、 同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評 公表しなければならな

3 評価 なければならない。 第一項の評価は、 は、 当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、 この場合において、 同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わ 同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する その結果を考慮して行わな

4 果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、 立大学法人に対し、 評 価委員会は、 第一項の評価を行ったときは、 業務運営の改善その他の勧告をすることができる。 遅滞なく、 当該公立大学法人に対して、 その評価 当該公 iの 結

け

れ

ばならな

5 規定による勧告をした場合には、 評価委員会は、 公表しなければならない。 前項の規定による通知を行ったときは、 その 通知に係る事項及びその勧告の内容) 遅滞なく、その通知に係る事項 を設立団体の長に報告する (同項後段の

設立団体の長は、 前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

6

第二十九条の規定は、 第 項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

7

第七十九条中 「第三十条第一項の」 を 「前条第一項第二号に規定する中 -期目標 の期間 の終了 時に見込ま

れる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に

関する」に改める。

第七十九条の二を次のように改める。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立 団体の 長 は、 評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規

定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行 った

ときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、 当該公立大学法人の業務を継続させ

る必要性、 組織の在り方その他その 組織及び業務の全般にわたる検討を行い、 その結果に基づき、 所要

の措置を講ずるものとする。

2 設立団: 体 の長は、 前項の規定による検討を行うに当たっては、 評価委員会の意見を聴かなければなら

ない。

3 設-

設立団体の長は、 第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければなら

ない。

第七十九条の三第一項及び第二項中 「第四十一条第五項本文」 を 「第四十一条第四項本文」 に改める。

第八十六条第一項中「第六十一条に規定する」を削る。

第八十七条第一項中「第六十七条第一項」を「第六十六条の二第一項」に改め、 同条第二項中「第六十

七条第三項」を「第六十六条の二第三項」に改める。

第八章中第八十七条の次に次の一条を加える。

(設立団体の数の変更に伴う措置の特例)

第八十七条の二 前二条の規定は、 第八条第二項の規定により公営企業型地方独立行政法人の設立団体の

数を増加させる定款の変更を行う場合について準用する。この場合において、 次の表の上欄に掲げる規

定中同 表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 表の 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十六条第一項	第六十六条第一項	第六十六条の四第一項
	成立の日	加入設立団体の加入日

六条の二第三項		
同条第二項において準用する第六十	第六十六条の二第三項	
第六十六条の四第一項	第六十六条第一項	前条第二項
加入設立団体	設立団体	
する第六十六条の二第一項		
第六十六条の四第二項において準用	第六十六条の二第一項	前条第一項

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の三 地方独立行政法人で第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うもの

以下 「申請等関係事務処理法人」という。)は、 設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるもの

以下 「設立団体申請等関係事務」という。) を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行 機関

の名において処理することができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 申 -請等関 係 事 務処 理 法 人が 設立 団体申 請等関係事 務を処理する場合には、 申 請 等関

係事 務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その 他 の執行機関と、 申請等関係事 務 処理 法 人  $\mathcal{O}$ 

役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、 当該設立団体による設立団体申請 等関係 事 務

の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。

の場合に おいて、 第八十七条の六第二項に定めるもの  $\mathcal{O}$ ほ か、 これ らの法令並 びに当該設 <u>\\</u> 寸 体 0 条例

及び規則  $\mathcal{O}$ 規 定の 適 用 に関 L 必 要な技術的 読替えその 他 必要な事 項 は、 政令 (条例又は 規 別にあ 0 ては

それぞれ条例又は規則)で定める。

(申請等関係事務処理法人が処理した設立団体申請等関係事務の効力)

第八十七条の 兀 前条  $\mathcal{O}$ 規定により申 請等関係事務処理法 人が当該設立団 体又は当該設立 団 体  $\mathcal{O}$ 長その 他

 $\mathcal{O}$ 執行 機 関 0 名に お į١ て処理 した設立団体申請等関係事務は、 当該設立団体の長その他 の執行機関 が 処

理したものとしての効力を有する。

(他業の禁止)

第八十七条の五 申請等関係事務処理法人は、 第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以

外の業務を行ってはならない。

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、 第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第

一百二十七条の規定により徴収する手数料 (次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。

のほ か、 設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができな

2 設立団体申 請等関係 事 務手数料 は、 設立団体の条例で定めるところにより、 設立団体の歳入としない

で申請等関係事務処理法人の収入とすることができる。

(中期目標等に関する規定の適用除外)

第八十七条の七 第三章第二節並びに第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、 申請等関係事務処理

法人には、適用しない。

(年度目標)

第八十七条の八 設立団体の長は、 申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごと

の目標 (以下この節において「年度目標」という。) を定め、 当該年度目標を当該申請等関係事 務処理

法 人に指示するとともに、公表しなければならない。 当該年度目標を変更したときも、 同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

第八十七条の三の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「

設立団体申請等関係事務処理業務」という。)の質の向上に関する事項

設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

兀 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

3 年度目標には、 前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載

するものとする。

4 設立団体の長は、 年度目標を定め、 又は当該年度目標を変更しようとするときは、 あらかじめ、 評価

委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## (事業計画)

第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、 各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、 当該

事 業年度の 開始前に、 年度目標に基づき、 設立団体の規則で定めるところにより、 当該年度目標を達成

するための計画 (以下この条において「事業計画」という。) を作成し、 設立団体の長の認可を受けな

ければならない。 当該事業計画を変更しようとするときも、 同様とする。

2

各事業年度」とあるのは 申 請等関係事務処理法人の最初の事業年度の事業計画に関する前項の規定の適用については、 「その成立後最初の事業年度」 と、 「当該事業年度の開始前に」 とあるのは 同項中

「遅滞なく」とする。

事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

3

設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためと

るべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計

画

四 短期借入金の限度額

五. 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、 当

該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、 又は担保に供しようとするときは、 その計 画

七 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

4 設立団体 の長は、 第 一項 の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正 かつ確実な実施

上不適当となったと認めるときは、 当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 申 請等関係 事 務処 理 法人は、 事 業計画について第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、 当該事業計

画を公表しなければならない。

(業務の実績等に関する評価等の特例)

第八十七条の十 申請等関係事務処理法人は、 毎事業年度の終了後、 当該事業年度が次の各号に掲げる事

業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、 設立団体 の長の評価を受けなけれ

ばならない。

次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の

#### 実績

三年 以上 五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間 の最後の事業年度 当該事業年度に おける

設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係

事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

前項の評価を受けようとするときは、

設立団体の規則で定めるところに

2

申

請等関係事務処理法人は、

評価

より、 各事業年度の終了後三月以内に、 同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項に ついて自ら

を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、

3 第一項の評価 は、 同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければ

ならない。

4 設立団体の長は、 第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関す

る評価を行うときは、 あらかじめ、 評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 設立団体 の長は、 第 項  $\hat{O}$ 評価を行ったときは、 遅滞なく、 当該 申請等関係事務処理法人に対して、

そ の評価の結果を通知し、 公表するとともに、 議会に報告しなければならない。

公表しなけ

れ

ばならない。

6 設立団体の長は、 第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、

当該申請等関係事務処理

法人に対し、 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずること

を命ずることができる。

7 第二十九条の規定は、 第一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人について準用する。この場合に

おいて、同条中「中期計画及び年度計画並びに」とあるのは、 「第八十七条の九第一項に規定する事業

計画及び」と読み替えるものとする。

(読替規定)

第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、 第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる

規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句

とする。

	て「中期目標の期間」という。)を	
	中期目標の期間(以下この項におい	
四年以内	第二十五条第二項第一号に規定する	第十五条第一項

項第四号	四号	
認可事業計画の第八十七条の九第三	認可中期計画の第二十六条第二項第	第四十一条第一項
当該翌事業年度	当該次の中期目標の期間	
いう。)		
第一節において「認可事業計画」と		
後の事業計画。以下この章及び次章		
更の認可を受けたときは、当該変更		
事業計画(同項後段の規定による変		
一項の認可を受けた同項に規定する	の期間に係る認可中期計画	
翌事業年度に係る第八十七条の九第	当該中期目標の期間の次の中期目標	
毎事業年度	中期目標の期間の最後の事業年度	第四十条第四項
	四年間のいずれか長い期間内	
	考慮した上で、中期目標の期間又は	

第四十二条第二項	認可中期計画	認可事業計画
第四十八条第三項、第五	認可中期計画の第二十六条第二項第	認可事業計画の第八十七条の九第三
十一条第三項及び第五十	二号	項第三号
六条第一項		

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

(関係市町村申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の十二 申請等関係事 務処理法人 (設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る。 は

設立 団体 以 外 0 市 町 村 の求めに応じて、 当該 市 町 村との協 議 により 規約を定めた場合には、 当該! 規 約

を定め た市 町 村 (以 下 関係市 ・町村」という。) 0 申請等関係事務 (定款で定めるものに限る。 0 う

「関係市町村申請等関係事務」という。)

を当該関係市町村又は当該関

係市 町 村の長その他の執行機 関  $\mathcal{O}$ 名に お ζ) て処理することができる。

ち当該規約で定めるもの

( 以 下

2 前 項 の規 定に より申 請 等関 係 事 務処 理法· 人が 、関係1 市町 対申請等関係事務を処理する場合には、 申 請 等

関係事 務処理法 人を当該関係市 町 村又は当該関 係市 町 村  $\mathcal{O}$ 長その 他 |の執行 機関 申請等関係 事 務 処 理

法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、 当該関係市 町村による関係市 町 村申

請等関 係事 務 の処理につい て適用がある法令並びに当該関! 係市町村の条例 及び規 則  $\mathcal{O}$ 規定 が 適 用され . る

ものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六

第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に関 し必必

要な技術的読替えその他必要な事項は、 政令 (条例又は規則にあっては、 それぞれ条例又は規則) で定

める。

、申請等関係事務処理法人が処理した関係市町村申請等関係事 務 7の効力)

第八十七条の十三 前条の規定により申請等関係事務処理法人が当該関係市町村又は当該関係市町村 の長

その他の執行機関の名において処理した関係市町村申請等関係事務は、 当該関係市町村の長その他 1の執

行機関が処理したものとしての効力を有する。

(関係市町村申請等関係事務処理業務の規約)

第八十七条の十四 第八十七条の十二第一 項の規約 (以下この節において「規約」という。) には、

掲げる事項を規定しなければならない。

- 関係市町村及び申請等関係事務処理法人の名称
- 第八十七条の十二の規定により 申請等関 係事務処 之理法· 人が行う業務及びこれに附帯する業務

「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。)の範囲

- 三 関係市町村申請等関係事務処理業務に要する経費の支弁の方法
- 兀 前三号に掲げるものの ほ か、 関係市町村申請等関係事務処理業務に関し必要な事項

経なければならない。

2

第八十七条の十二第一

項の協議については、

同項の求めをした市町村

は、

当該市

町村の

議会の議決を

3 第八十七条の十二第一 項の協議については、 申請等関係事務処理法人は、 設立団体の長の認可を受け

なければならない。

- 4 適 正 設立団体の長は、 カゝ 0 確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、 前項の 認可の申請が定款に適合するとともに、 同項 設立団体申請等関係事 の認可をするものとする。 務処理業務の
- 5 関係 市 町 村 の長は、 第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、 その旨及び当該規約

を告示しなければならない。

申請等関係事務処理法人は、 第八十七条の十二第一 項の規定により規約を定めたときは、 その旨及び

6

当該 規約を設立団体  $\mathcal{O}$ 長に届け出なければならない。 この場合にお いて、 当該設立団体  $\mathcal{O}$ 長 は、 その旨

及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項

の規定による定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

7 関係市 町村及び申請等関係事務処理法人は、 規約を変更し、 又はこれを廃止しようとするときは、 協

議して行わなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、 前項の規定により規約を変更し、 又はこれを廃止する場合について

準用する。

(定款の変更の手続の特例)

第八十七条の十五 設立団体の長は、 申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行

うものに限る。 以下この節に おいて同じ。)について、 第八条第二項の規定により、 規約 で定められた

関係 市 町 村申 請等関係事務処理業務の全部又は 一部に係る定款の定めを廃止する定款 の変更を行おうと

する場合には、 当該定款の変更が効力を生ずる日(以下この項において 「効力発生日」という。)の一

定の期間前までに、 当該規約に係る関係市町村の長に対し、 当該定款の変更を行おうとする旨及び効力

発生日を通知しなければならない。

2 前項の一定の期間は、 一年を下ってはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たと

きは、この限りでない。

(関係市町村地方独立行政法人評価委員会)

第八十七条の十六 関係市町村に、 申請等関係事務処理法人に関する事務を処理させるため、 当該関係市

町 村  $\mathcal{O}$ 長 の附属機関として、 関係市 町村地方独立行政法人評価委員会(以下この条において 「関係. 市町

村評価委員会」という。)を置く。

2 関係市町村評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

次条第三項において準用する第八十七条の八第四項、第八十七条の十九第二項において準用する第

八十七条の十第四項又は第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十二条の二第五項

若しくは第四十四条第二項の規定により関係市町村の長に意見を述べること。

その他関係市町村申請等関係事務処理業務に関しこの法律又は条例の規定によりその権限に属させ

られた事項を処理すること。

3 関係 市 町 村評価委員会は、 前項第一号の意見を述べたときは、 その内容を公表しなけ ればならな

4 第二項に定めるもののほか、 関係市町村評価委員会の組織及び委員その他の職員その他関係市町村評

価委員会に関し必要な事項については、 当該関係市町村の条例で定める。

関係市 町村は、 当該関係市町村の 長 1の附属機関として評価委員会を置いている場合には、 第十一条第

5

|項及び前各項の規定にかかわらず、 当該評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務のほ か、 第二項各

号に掲げる事務を処理させることができる。この場合において、 同条第三項中 「又は第五号」 とあるの

は、 「若しくは第五号又は第八十七条の十六第二項第一号」とする。

(関係市町村年度目標

第八十七条の十七 関係市町 村の長は、 申請等関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等関係事務

処理業務に係る業務運営に関する事業年度ごとの目標 (以下この節にお いて 「関係・ 市 町 村年度目 標」 لح

いう。)を定め、 当該関係市 町 村年度目標を当該申請等関 係事務処理法人に指示するとともに、公表し

なければならない。 当該関係市町村年度目標を変更したときも、 同様とする。

関係市 町村年度目標においては、 次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

2

- 一 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項
- 関係市 町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 関係 市 町村申請等関係事務処理業務に係る財務内容の改善に関する事項
- 匹 その他関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事 項
- 3 第八十七条の八第三項及び第四 項 の規定は、 関係市町村年度目標について準用する。 この場合にお

て、 同条第三 項 中 「前項各号」 とあるのは 「第八十七条の十七第二項各号」と、 同条第四 |項中 設 <u>\frac{1}{2}</u> 寸

体 とあるのは 「第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村」と、 「評価委員会」とあるのは 「第

(同条第五項の規定により当該関係市

町村

の評

八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会

価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、 当該評価委員会) \_ と読み替えるもの

とする。

# (関係市町村事業計画)

第八十七条の十八 申請等関係事務処理法人は、 各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当

該事業年度の開 始前に、 関係 芾 町村年度目標に基づき、 関係市 町村の規則で定めるところにより、 当該

関係 市 町 村年 度目標を達成するため  $\hat{\mathcal{O}}$ 計画 (以下この条において 「関係 市 町村事業計 画 という。)

作成し、 関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計

画を届け出なければならない。 当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、 同様とする。

2 第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度の関係市 町村事業計 画に関する

前項 の規定 の適用については、 同項中 「各事業年度」とあるのは 「第八十七条の十二第一 項 の規定によ

n 規 約 を定め た後最 初 の事 業年度」 「当該 事業年度の 開 始前に」とあるのは 「遅滞なく」とする。

3 関係市 町村事業計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

関係市 町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

関係 市 町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため

とるべき措置

三 関係 市 町 村申請等関係事務処理業務に係る予算 (人件費の見積りを含む。)、 収支計画及び資金計

画

兀 関係 市 町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の 限度額

五. 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産であって関係市 町村

申 請等関係事務処理業務に係るものがある場合には、 当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産であって関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものを譲

渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他に 関係 市 町村の規則で定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

4 第八十七条の 九第四 項及び第五項の規定は、 第一 項の認可を受けた関係市 町 村事業計 画に つい て準用

する。この場合において、 同条第四項中 「設立団体」とあるのは 「第八十七条の十二第一項に規定する

関係市町村」と、 「前条第二項各号」とあるのは 「第八十七条の十七第二項各号」と読み替えるものと

する。

(関係市 町 村 申請等関係事務処理業務の実績等に関する評価等の特例

第八十七条の十九 申請等関 係事務処理法人は、 毎事業年度の終了 後、 当該事業年度が次の各号に掲げる

事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、 関係市町村の長の評価を受けな

ければならない。

次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務

## の実績

三年以上五年以下の 期間で関係市町村の規則で定める期間 の最後の事業年度 当該事業年度におけ

る関係市 町村申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における関係市町村年度目標に定める関係

市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

第八十七条の十第二項から第七項までの規定は、 前項の評価について準用する。 この場合において、

2

次の表 の上欄に掲げる同 条の規定中同 一表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

第八十七条の十九第一項第一号	同項第一号	
- 「関係市町村」という。)		
る関係市町村(以下この条において		
、第八十七条の十二第一項に規定す	、設立団体	第二項

_		
	を設立団体	を関係市町村
第三項	同項第一号	第八十七条の十九第一項第一号
第四項	設立団体	関係市町村
	第一項第二号	第八十七条の十九第一項第二号
	評価委員会	第八十七条の十六第一項に規定する
		関係市町村評価委員会(同条第五項
		の規定により当該関係市町村の評価
		委員会に同条第二項各号に掲げる事
		務を処理させる場合には、当該評価
		委員(公)
第五項	設立団体	関係市町村
第六項	設立団体の	関係市町村の
	設立団体申請等関係事務処理業務	第八十七条の十四第一項第二号に規

関係市町村事業計画	業計画	
第八十七条の十八第一項に規定する	第八十七条の九第一項に規定する事	第七項
理業務		
定する関係市町村申請等関係事務処		

## (区分経理)

第八十七条の二十 申請等関係事務処理法人は、 設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等

関係事務処理業務 (関係市町村が二以上ある場合には、 各関係市 町村申請等関係事務処理業務)ごとに

経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 第三十四条の規定は、 申請等関係事務処理法人には、 適用しない。

3 申請等関係事務処理法人は、 毎事業年度、 次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、 当該事業年度の

終了後三月以内に当該各号に定める者に提出し、 その承認を受けなければならない。

一 申請等関係事務処理法人の業務 設立団体の長

二 設立団体申請等関係事務処理業務 設立団体の長

三 関係 市 町村申 請等関係事務処理業務 (関係市町村が二以上ある場合には、 各関係市 町村申 請 等関係

事 務処理業務 関 係 市 町 村 ( 関 係市 町 村が二以上ある場合には、 各関係 市 町 村  $\mathcal{O}$ 長

4 申 請等関係事務処理法人は、 前項の規定により同項各号に掲げる業務に係る財務諸表を当該各号に定

める者に提出するときは、 設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の当該各号に掲

げる業務に係る事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に

関する監査報告を添付しなければならない。

5 第三十四条第三項  $\hat{O}$ 規定は、 第三項の規定による承認を受けた場合について準用する。

(規約廃止法人の特例)

第八十七条の二十一 関係市町村及び申請等関係事務処理法人が第八十七条の十四第七項の規定により規

約を廃止した場合には、 当該申請等関係事務処理法人(以下この条において 「規約廃止法人」という。

の当該 規 約 の廃 止 の効力が生ずる日 の前日を含む当該規約に定める関 係 市 町村 申 請等関 係事 務 処 理業

務に係 る事 業年度 (次項及び第三項において 「規約最終事業年度」 という。 ) は、 第三十二条第 項  $\hat{O}$ 

規定にかかわらず、 同日に終わるものとする。この場合において、 第八十七条の十九の規定は、 適用し

ない。

2 規 約廃 止法 人の規約最終事業年度に係る前条第三項 (第三号に係る部分に限る。) の規定による承認

は、 同項の規定にかかわらず、 前項の規約を廃止した市町村(次項において「規約廃止市町村」 という

。)の長が行うものとする。

3 規約廃止法人の規約最終事業年度における次条の規定により読み替えて適用する第四十条第一項又は

第二項 の規定による整理を行った後、 規約廃-止 市町村に係る同条第四項に規定する関係 市 町村別 勘 定

次項におい て 「関係市 町村別勘定」という。) に係る積立金に残余があるときは、 同条第五 項の規定に

かかわらず、規約廃止市町村に納付しなければならない。

4 規約廃止法人は、 関係市町村別勘定について前項の規定による処理を行ったときは、 当該関係市町村

別勘定を廃止するものとする。

(読替規定等)

第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、 第二章、 第四章、 第五章 及び前節 中 次の

表 の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の

下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、 第五

+

条第三項及び第五十六条第

項の項を除く。

の規定は、

適用しない。

第十三条の二 第十三条第六項 第六条第四項 設立 設立 若しくは定款 設立団体 寸 寸 体 体 :の条例 う。 う。 ) 設立 設立 第 設立 ら第五章までにおいて「規約」とい 第二項において「関係市町村」とい から第五章まで及び第八十七条の六 項に規定する規約 定款若しくは第八十七条の十四第 団体若 寸 団体若しくは第八十七条の 項に規定する関係市 体又は関係市 しくは関係 町 (以下この章か 市 村 町 村 町 村の条例 ( 次 章 + =

第八十七条の二十第一項の規定によ	中期目標の期間の最後の事業年度	第四十条第四項
度		
り設けられた勘定ごとに、毎事業年		第二項
第八十七条の二十第一項の規定によ	毎事業年度	第四十条第一項本文及び
、定款若しくは規約	若しくは定款	
設立団体若しくは関係市町村	設立団体	第三十五条の二第一項
設立団体若しくは関係市町村の長	設立団体の長	
又は設立団体若しくは関係市町村	又は設立団体	
、定款並びに規約	並びに定款	
、設立団体又は関係市町村	、設立団体	第十五条の二
該関係市町村)の長		
ると認めるときは、設立団体及び当		
設立団体(規約に違反する事実があ	設立団体の長	

第八十七条の九第一項の認可を受け	
を翌事業年度に係る認可事業計画(	
は設立団体の長の承認を受けた金額	
下この条において同じ。)にあって	
いて同じ。)に係る勘定をいう。以	
一項及び第八十七条の九第三項にお	
等関係事務処理業務をいう。次条第	の期間
二項第一号に規定する設立団体申請	るところにより、当該次の中期目標
係事務処理業務(第八十七条の八第	標の期間に係る認可中期計画の定め
により設けられた設立団体申請等関	、当該中期目標の期間の次の中期目
、設立団体勘定(同条第一項の規定	設立団体の長の承認を受けた金額を
度	
り設けられた勘定ごとに、毎事業年	

段の規定による変更の認可を受けた一た同項に規定する事業計画(同項後

ときは、当該変更後の事業計画)を

いう。以下この章において同じ。)

の定めるところにより、関係市町村

別勘定(第八十七条の二十第一項の

規定により設けられた関係市町村申

の十四第一項第二号に規定する関係

請等関係事務処理業務(第八十七条

市町村申請等関係事務処理業務をい

う。以下この章において同じ。)に

係る勘定をいう。以下この条におい

て同じ。)にあっては関係市町村の

設立団体勘定に係る残余の額は設立	その残余の額を設立団体に	
り設けられた勘定ごとに、前項		
第八十七条の二十第一項の規定によ	前項	第四十条第五項
該翌事業年度		
同じ。)の定めるところにより、当		
一項及び第四十二条第二項において		
係市町村事業計画)をいう。次条第		
可を受けたときは、当該変更後の関		
画(同項後段の規定による変更の認		
た同項に規定する関係市町村事業計		
八十七条の十八第一項の認可を受け		
に係る関係市町村認可事業計画(第		
長の承認を受けた金額を翌事業年度		

の限度額の範囲内で、関係市町村申		
関係事務処理業務に係る短期借入金		
の九第三項第四号の設立団体申請等		
ついては認可事業計画の第八十七条	四号の	
設立団体申請等関係事務処理業務に	認可中期計画の第二十六条第二項第	第四十一条第一項
それぞれ		
事項は関係市町村の規則において、		
続その他積立金の処分に関し必要な		
村別勘定における納付金の納付の手		
設立団体の規則において、関係市町	、設立団体の規則で	
設立団体勘定における納付金	納付金	第四十条第六項
余の額は当該関係市町村に、		
団体に、関係市町村別勘定に係る残一		

認可事業計画及び関係市町村認可事	認可中期計画	
設立団体及び関係市町村	設立団体	第四十二条第二項
設立団体及び関係市町村	設立団体	第四十二条第一項
設立団体又は関係市町村	設立団体	第四十一条第四項
いて同じ。)		
当該関係市町村。次項ただし書にお		
ものである場合には、設立団体及び		
町村申請等関係事務処理業務に係る		
設立団体(当該短期借入金が関係市	設立団体	
請等関係事務処理業務に係る		
の十八第三項第四号の関係市町村申		
係市町村認可事業計画の第八十七条		
請等関係事務処理業務については関		

-	-	-
二項各号に掲げる事務を処理させる		
をいい、同条第五項の規定により当		
項に規定する関係市町村評価委員会		
評価委員会(第八十七条の十六第一		
それぞれ評価委員会及び関係市町村	評価委員会	
設立団体及び当該関係市町村	設立団体	第四十二条の二第五項
び第三項において同じ。)		
立団体及び当該関係市町村。次項及		
業務に係るものである場合には、設		
産が関係市町村申請等関係事務処理		
設立団体(当該出資等に係る不要財	設立団体	第四十二条の二第一項
業計画		

に関し必要な事項については、設立		
町村申請等関係事務処理業務の実施		
定める。この場合において、関係市	定める	第四十六条
設立団体及び関係市町村	設立団体	第四十五条
評価委員会		
それぞれ評価委員会及び関係市町村	評価委員会	
設立団体及び当該関係市町村	設立団体	第四十四条第二項
係市町村)		
ある場合には、設立団体及び当該関		
請等関係事務処理業務に係るもので		
   設立団体(当該財産が関係市町村申	設立団体	第四十四条第一項
第四十四条第二項において同じ。)		
場合には、当該評価委員会とする。		

しないで、関係市町村申請等関係事	しないで	
により	により、	
は設立団体	は、設立団体	第八十七条の六第二項
務手数料」という。)のほか		
において「関係市町村申請等関係事		
の規定により徴収する手数料(次項		
により適用する同法第二百二十七条		
及び第八十七条の十二第二項の規定	のほか	第八十七条の六第一項
、定款若しくは規約	若しくは定款	
設立団体若しくは関係市町村の条例	設立団体の条例	第五十六条の二第一号
る		
係市町村の規則で定めることができ		
団体の規則で定める事項を除き、関		

三号 四号 第八十七条の九第三項第 第八十七条の九第三項第 限度額 含む 資金計画 含む。 処理業務に係る短期借入金の限度額 限度額及び設立団体申請等関係事務 及び資金計 事務処理業務に係る予算、 資金計画並びに設立団体申請等関係 るところにより関係市町村の歳入と 務手数料は関係市町村の条例で定め しないで、 以下この号において同じ 画 収支計画

第八十八条に次の二項を加える。

3 設立団体の長は、 申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。

の解散について、 第一項第 一号の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合

には、 当該解散の日の一定の期間前までに、 関係市町村の長に対し、 当該認可を受けようとする旨及び

当該解散の日を通知しなければならない。

4 前項の一 定 の期間が は、 年を下ってはならない。 ただし、 あらかじめ関係市町村の長の同意を得たと

きは、この限りでない。

第百十九条の見出し中「実績」を「実績等」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 吸収合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。 以下この項において同じ。)

の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、 当該吸収合併消滅法人の効力発生 日 の前

日を含む中 期目標の 期間が同日において終了したものとして、 同項第三号に定める事項について、 吸収

合併存続法人が受けるものとする。この場合において、 同条第二項の規定による報告書の提出及び公表

は、当該吸収合併存続法人が行うものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、 当 該

吸収合併存続法人に対してなされるものとする。

4 前二項 の規定は、 公立大学法人である吸収合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第 項

の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは 「第七十

八条の二第一項第三号」と、 前項中 「第二十八条第五 |項の規定による通知及び同条第六項 の規定による

命令」 とあるのは 「第七十八条の二第四 項の 規定による通知及び 勧告」 と読み替えるものとする。

第百十九条第七項中 「中期目標」とあるのは 「当該中期目標」を 「中期目標の期間」 とあるのは 「当該

中期目標の期間」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中 「吸収合併消滅法人」 の 下 に

関係事務処理法人を除く。 次項において同じ。)」 を加え、 同項を同条第七項とし、 同条第五 項中 「第三

十五条」 の 下 に 「又は第八十七条の二十」を加え、 同項を同条第六項とし、 同条第四項の次に · 次 の 項を

加える。

5 第二項及び第三項の規定は、 申請等関係事務処理法人である吸収合併消滅法人の業務の実績に関する

第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。 この場合にお

1 て、 次の表 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

第二項

中期目標の期間

第八十七条の十第一項第二号又は第

八十七条の十九第一項第二号に規定

第百十九条に次の四項を加える。

を含む。)		
の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第六項(第八十七条	同条第六項	
を含む。)		
の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第五項(第八十七条	第二十八条第五項	第三項
を含む。)		
の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第二項(第八十七条	同条第二項	
八十七条の十九第一項第二号		
第八十七条の十第一項第二号又は第	同項第二号	
する期間		

第七項及び前項前段の規定は、 申請等関係事務処理法人 (関係市 町村申請等関係事務処理業務を行う

9

Ł のを除く。)である吸収合併消滅法 一人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第一 二項  $\mathcal{O}$ 規定

による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の

規定による積立金の処分について準用する。この場合において、 前項前段中 「中期目標の期間」とある

のは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

10 前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、 同条の表第四十条第四項 への項中

業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

事

業年度に係る」とあるのは

「吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る」と、

11 第七項及び第八項前段の規定は、 申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行

うものに限る。)<br />
である吸収合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読

み替えて適用する第四十条第一 項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並 びに第八十七条の

二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四 項の規定による積立金の処分について準 用する。

この場合において、第八項前段中 「中期目標の期間」 とあるのは、 「最終事業年度」 と読み替えるもの

「当該翌事

\_ 翌

12 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、 同条の表第四十条第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中

翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは 「吸収合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る認

可事業計画」と、 「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは 「当該事業年度に係る関係

市町村認可事業計画」と、 「当該翌事業年度」とあるのは 「当該事業年度」とする。

第百二十条の見出し中 「実績」 を「実績等」に改め、 同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 新設合併消 滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。 以下この項において同じ。)

の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、 日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、 同項第三号に定める事項について、 当該新設合併消滅法人の効力発生日 新設 の前

合併設立法人が受けるものとする。この場合において、 同条第二項の規定による報告書の提出及び公表

は、当該新設合併設立法人が行うものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、 当該

新設合併設立法人に対してなされるものとする。

前 二項の規定は、 公立大学法人である新設合併消滅法人の業務 の実績に関する第七十八条の二第 項

4

 $\mathcal{O}$ 規定による評価につい て準 用する。 この場合において、 第二項中 「同項第三号」 とある 0) は 「第七十

八条の二第一項第三号」と、 前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による

命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

第百二十条第七項中 「中期目標」とあるのは 「当該中期目標」 を 「中期目標の期間」 とあるのは 「当該

中期 目 標 の期間 に改 め、 同 項 を同条第八項とし、 同条第六項中 「新設合併消滅法人」 の 下 に 申 請

関係 事 務処理法 人を除く。 次項において同じ。)」 を加え、 同項を同 条第七項とし、 同 · 条 第 五 項中 第三

十五条」 の下に「又は第八十七条の二十」を加え、 同項を同条第六項とし、 同条第四項の次に次の一項を

加える。

5 第二項及び第三項 の規定は、 申請等関係事務処理法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する

第八十七条の十第一 項又は第八十七条の十九第 項の規定による評価に つい て準用する。 この場合にお

1 次の 表  $\mathcal{O}$ Ĺ 欄 に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句 に読

み替えるものとする。

の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第六項(第八十七条	同条第六項	
を含む。)		
の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第五項(第八十七条	第二十八条第五項	第三項
を含む。)		
の十九第二項において準用する場合		
第八十七条の十第二項(第八十七条	同条第二項	
八十七条の十九第一項第二号		
第八十七条の十第一項第二号又は第	同項第三号	
する期間		
一八十七条の十九第一項第二号に規定		
第八十七条の十第一項第二号又は第	中期目標の期間	第二項

を含む。)

第百二十条に次の四項を加える。

9 第七項及び前項前段  $\mathcal{O}$ 規定は、 申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行う

ものを除く。)である新設合併消滅法 人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項 0 規定

による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定による積立金の処分について準用する。この場合において、 前項前段中 「中期目標の期間」

のは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

10 前項 の場合における第八十七条の十一 の規定の適用については、 同条の表第四十条第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 項中 \_ 꾶

事業年度に係る」とあるのは 「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、 「当該翌

事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

11 第七項及び第八項前段の規定は、 申請等関係事務処理法人 (関係市町村申請等関係事務処理業務を行

うものに限る。) である新設合併消 滅法人の 最終事業年度における第八十七条の二十二の規定に により読

み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七 条の

一十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。

この場合において、 第八項前段中 「中期目標の期間」とあるのは、 「最終事業年度」 と読み替えるもの

とする。

12 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「

翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは 「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る

認 可事業計画」と、 「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」 とあるのは 「当該事業年度に係 る関

係市 町村 認 可事 業計画」と、 「当該翌事業年度」 とあるのは 「当該事業年度」とする。

第百二十一条第一項中「ときは、地方独立行政法人」の下に「 (総務大臣又は都道府県知事にあっては

第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政

法人に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第百二十二条の見出 し 中 「是正」を「是正等」に改め、 同条第 項 中 「の行為が」を「が、 不 正 一の行為

「若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、 又は違反するおそれ」を 設 立 団体

の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めると

き、 ることが明白である場合において、 又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、 特に必要」 に改め、 「是正」の下に かつ、 それを放置することにより公益を害す 「又は業務運営の改善」 を加

独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、 違反するおそれ」を である場合において、特に必要」に改め、 項及び次項において同じ。)」を加え、 設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この 「とるべき」を「講ずべき」に改め、 「違反する行為をし、 同条第三項中「地方独立行政法人」の下に「(第七条の規定による 「の行為が」を 若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、 同条第四項中「の行為が」を「が、不正の行為若しくは」に、 かつ、 それを放置することにより公益を害することが 「が、不正の行為若しくは」に、 「違反し、 又は 明白 地方 又は

より公益を害することが明白である」に改め、 があると認める場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、 「違反し、又は違反するおそれがあると認める」を「違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれ 「是正」 の 下 に 「又は業務運営の改善」 かつ、それを放置することに を加え、

6 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、そ

「講ずべき」に改め、

同条に次の一

項を加える。

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	、若しくは	、又は
	とき、又は地方独立行政法人の業務	とも
	運営が著しく適正を欠き、かつ、そ	
	れを放置することにより公益を害す	
	ることが明白である場合において、	
	特に必要があると認めるとき	
	是正又は業務運営の改善	是正
	命ずる	求める
第二項	命令	求め
第三項	以下この項及び次項	次項
	、若しくは	、又は
	とき、又は地方独立行政法人の業務	とき

状め	命令	前項
求める	命ずる	
是正	是正又は業務運営の改善	
	ことが明白である場合	
	を放置することにより公益を害する	
	営が著しく適正を欠き、かつ、それ	
場合	場合又は地方独立行政法人の業務運	
、又は	、若しくは	第四項
求め	命令	
	特に必要があると認めるとき	
	ることが明白である場合において、	
	れを放置することにより公益を害す	
	運営が著しく適正を欠き、かつ、そ	

第百二十二条の次に次の六条を加える。

(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)

第百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機関は、 申請等関係事務処理法人に対し、 当該執行機関が

担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務 (以下この章において 「担任設立団体

申請等関係事務処理業務」という。)に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものと

する。

(申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例)

第百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機関は、 担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要が

あると認めるときは、 申請等関係事務処理法人に対し、 当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に関

し報告をさせ、又はその職員に、 申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、 当該担任設立団体申 . 請

等関係事 務処理業務の状況若しくは帳簿、 書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 (申請等関係事務処理法人に対する監督命令) 第百二十一 条第二項及び第三項の規定は、 前 項の規定による立入検査について準用する。

第百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、 第百二十二条第一項の規定によるほ か、 担任設立

団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、 申請等関係事務処理法人に対し、

上必要な命令をすることができる。

(日青季園)长春女儿里长人、一寸广つ亭上方方

(申請等関係事務処理法人に対する停止命令等)

設立団体の長その他の執行機関は、

第百二十二条の五

該当するときは、 当該申請等関係事務処理法人に対し、 担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又

申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに

は一部の停止を命ずることができる。

当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、 他の法令、

設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。

当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、 かつ、公

益を害していると認めるとき。

三 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難

であると認めるとき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、 申 請 等関 係 事 務処 理 法人は 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による命令が あった場合を除き、 自ら設立団 その旨を設立 体申 -請等] 寸 関 体 係  $\ddot{O}$ 事

する場合には、 設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関) に届 け出なければならない。

(当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が

担任

長

3 設立団体 の長その 他 の執行機関 は、 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による命令を行い、 又は前で 項 の規定に よる届 出 が あ

たときは、

その旨

の告示をしなければならない。

ただし、

当該命令又は届

出に係る担

任

設立団

体

申

請

等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、 第一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

による命令を行い、 又は前項の規定による届出があった旨を、 その者に対し、 通知することができる。

(設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理)

第百二十二条の六 設立 団体の長その 他 (T) 執行 |機関 は、 次の各号のいずれ かに該当する場合において、 必

要が あると認めるときは、 第八十七条の三第 項の 規定にか かわらず、 担任設立団体申請等関係事務処

理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。

前条第 項 の規定により申請等関係事務処 理法人に対 し当該担任設立団 体申請等関係事務処 理 業務

の全部若しくは 部 の停止を命じたとき、 又は「 同 · 条第1 二項  $\mathcal{O}$ 規定による届出が あったとき。

前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、 同項の規定により申請等関係事 務処理法人に

対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるいとまがないとき。

2 設立団体の長その 他 の執行機関は、 前項の 規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申

請等関係 事 務 の全部若しくは 一部を自ら処理するものとし、 又は自 ら処理する担任設立団 体 申 請 等 関係

事 務処理業務に係る申請等関係 事 務の全部若しくは 部を処理しないこととするときは、 その旨  $\mathcal{O}$ 告示

をしなければならない。 ただし、 当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事 務 が 特

定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、 当該申請等関係事務を自ら処理するも

又は自ら処理する当該申請等関係事 務を処理しないこととする旨を、 その者に対し、 通知する

ことができる。

3 設立 寸 体 の長その 他 の執 行 機関 が、 第 項の 規定により 担 任設立団体申請等関係事 務処理業務に係る

申 等関係事務の全部又は一部を自ら処理する場合における担任設立団体申請等関係事務処理業務 の引

継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

## (関係市町村への準用)

第百二十二条の七 第百二十二条の二から前条までの規定は、 関係市町村について準用する。この場合に

おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に

## 読み替えるものとする。

担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	第百二十二条の四
業務	務	
担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	
関係市町村の長その他の	設立団体の長以外の	第百二十二条の三第一項
業務	務	
担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	
関係市町村申請等関係事務処理業務	設立団体申請等関係事務処理業務(	第百二十二条の二

	務	業務
第百二十二条の五第一項	担任設立団体申請等関係事務処理業	担任関係市町村申請等関係事務処理
	務の	業務の
	できる	できる。この場合において、申請等
		関係事務処理法人は、その旨を設立
		団体の長に届け出なければならない
第百二十二条の五第一項	担任設立団体申請等関係事務処理業	担任関係市町村申請等関係事務処理
第一号	務	業務
	又は定款	、定款又は第八十七条の十四第一項
		に規定する規約
第百二十二条の五第一項	担任設立団体申請等関係事務処理業	担任関係市町村申請等関係事務処理
第二号及び第三号	務	業務
第百二十二条の五第二項	設立団体申請等関係事務処理業務	関係市町村申請等関係事務処理業務

業務	務	及び第三項
担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	前条第一項各号、第二項
業務に	務に	
担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	
第八十七条の十二第一項	第八十七条の三第一項	前条第一項
業務	務	
担任関係市町村申請等関係事務処理	担任設立団体申請等関係事務処理業	第百二十二条の五第三項
設立団体及び関係市町村の長並びに	設立団体の長及び	
関係市町村の長以外	設立団体の長以外	
設立団体及び関係市町村の長(	設立団体の長(	

条の二第二項及び第四項」を加え、「第二十六条第一項及び第四項、 第百二十三条第一項中「第三項まで(」の下に「これらの規定を」を、「含む。)」の下に「、第十九 第三十一条第一項」を「第二十六条

第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項」に改め、「第七十二条第一項」の下

- 109 -

び第四 に 第四項後段及び第六項第二号、 八十七条の十四第三項  $\mathcal{O}$ 匹 「前条第一項」を「第百二十二条第一項」に改め、 垣、 第八十七条の 第七十七条の三、 第四十条第七項、 八第 (同条第八項において準用する場合を含む。) 、第八十七条の二十第三項」を加え 第七十九条の二第一項、 一項、 第四· 第十九条の二第四項」 第八十七 干四四 [条第 条の 項並びに第四十六条」 九第 第七十九条の三第 一項及び第四 を加え、 同条第二項中「第六条第四項」 項、 「第二十九条第一項、 を 第八十七条の十第一項及び 一項、 「第二十八条第二項、 第二項及び第五項、 の下に「、第十三条 第三十四条第一 第三十四 第六項、 第七十九条 項及 第

一号、 び第二項並びに第八十七条の二十第四項」に改め、 第三十五条第 第七十八条の二第二項、 項後段、 第四十条第六項、 第八十七条の九第一項及び第三項第七号、 第四十 -四条第 同条第三項中 項、 第四十六条、 「第六条第四項」の下に「、 第八十七条の十第一 第五十六条の二第一号及び第 第十九条の 項第二号及

二第四項」を加える。

加え、 第百二十六条中 同条に次の  $\overline{\mathcal{O}}$ 項を加え 指定都市」 える。 の 下 に (次項及び別表第十九号において 「指定都市」 という。 を

2 指定都市に対する第二十一条 (第五号に係る部分に限る。)、 第八十七条の三、第八十七条の四、 第

めるところにより、区長及び総合区長を市長又は設立団体若しくは関係市町村の長とみなす。 八十七条の十二、第八十七条の十三、第百二十二条の二から第百二十二条の六まで(これらの規定を第 百二十二条の七において準用する場合を含む。) 及び別表第二十号の規定 の適用については、 政令で定

第百二十九条中「第百二十一条第一項」の下に「又は第百二十二条の三第一項(第百二十二条の七にお

いて準用する場合を含む。)」を加え、 「同項」を「これら」に改める。

第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第五十四条第一項」の下に「、第五十六条の三第三項 を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十四条第四項」 第百三十条第一号中 「設立団体若しくは関係市 「設立団体」の下に「若しくは関係市町村」 町村の長」に改め、 同条第十四号を同条第十五号とし、 を加え、 同条第二号中 同条第十一号から 「設立団 体 : の 長

を 「第三十四条第三項 (第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。)」に、 「監事 の意見を

記載した書 置 を 「監査報告」 に改め、 同号を同条第九号とし、 同条第七号中「第二十九条第一項」 を「

第二十八条第二項、 第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項 (第八十七条の十九第二項にお いて

準用する場合を含む。)」に、 「事業報告書」を「報告書」に改め、 同号を同条第八号とし、 同条第六号

中 「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項、第二十八条第六項、 第八十七条の九第四項 (第八十七条

の十八第四項において準用する場合を含む。) 又は第八十七条の十第六項 (第八十七条の十 九第二項にお

いて準用する場合を含む。)」に改め、「設立団体」の下に「又は関係市町村」を加え、 同号を同条第七

号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

第百三十条に次の一号を加える。

十六 第百二十二条の四及び第百二十二条の五第一項(これらの規定を第百二十二条の七において準用

する場合を含む。)の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したと

き。

第百三十条に次の一項を加える。

2 地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げた

ときは、二十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表 (第二十一条関係

戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本

又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令

で定めるもの

墓地、 埋葬等に関する法律 (昭和二十三年法律第四十八号) による埋葬、 火葬又は改葬の許可に関

する事務であって総務省令で定めるもの

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) による身体障害者手帳の交付に関する事務

であって総務省令で定めるもの

兀

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

三

(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保

健福祉 手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

五. 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)による証明書の交付に関する事務であって総務省令

で定めるもの

六 狂犬病予防法 (昭和二十五年法律第二百四十七号)による犬の登録又は注射済票の交付に関する事

務であって総務省令で定めるもの

七 道路 運送車 ·両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) による臨時運行の許可に関する事務であって総

務省令で定めるもの

八 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)による中長期在留者の住居地の届出

又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの

九 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) による保険給付の支給に関する事務 (当該支給

を除く。)であって総務省令で定めるもの

+ 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保

険料の免除若しくは納付に関する事務(当該支給及び免除を除く。)であって総務省令で定めるもの

十 一 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号)による妊娠の届出、 母子健康手帳の交付、 低体 :重児

の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務 (当該給付及び支給を

除く。)であって総務省令で定めるもの

住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事

務 (住民基本台帳及び戸籍 !の附票の作成を除く。)であって総務省令で定めるもの

十三 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるも

十四四 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付 1の支

給に関する事務 (当該支給を除く。) であって総務省令で定めるもの

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年

法律第七十一号)による特別永住許可、 特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関 はする

事務であって総務省令で定めるもの

十六 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給に関する事務であって総務省令

で定めるもの

十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律第百

五十三号)による署名用 電 子証明 書の発行、 利用者 証明用電子証明書 の発行又はこれらが効力を失っ

7 いないことその 他 の事 項  $\mathcal{O}$ 確認に関する事 ^務であって総務省令で定めるも

十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第

一十七号)による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定める

も の

十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)に

いう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

<u>一</u> 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務

前各号に掲げるもの

0

ほ

か、

法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例

よる申請等以外の申請等の受理、 当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務の

うち、条例で定めるもの

十二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収

一 十 四 第一 号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する

申請 に対する同条第二号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省

令で定めるもの

の規定に

備考 総務大臣は、 次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、 当該各号に定める大臣に協議

なければならない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣

第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第十九号の

総務省令 厚生労働大臣

三 第七号の総務省令 国土交通大臣

四 第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第四条 市町村の合併の特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「すべて」を「全て」に改め、 同条第三項中「直ちに、」の下に「当該」を加え、 同条

第四項中「すべて」を「全て」に改め、 同条第六項中 「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条

の二の二第一項」に改める。

第四十五条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、 同条第五項中「決定及び」を「決定、」に改め、

該決算の」 「意見」 の 下 に に改 め、 「及び前項に規定する書類」 同条第六項中 「決算の提出」 を加え、 を 「前項の規定により決算の報告」 「報告 Ļ か つ、 その」 を 「報告するとともに、 に改め、 同条に 次の 当

二項を加える。

7 合併特例区の長は、 合併特例区協議会が第二項の規定による決算の認定をしない旨の決定をした場合

例区協議会に報告した上で、 において、 当該決定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、 合併市町村の長に報告するとともに、 当該措置の内容を公表 速やかに、 当該措置の内容を合併特 入しなけ れ ばな

8

第六項の規定は、 合併市町村の長が前項の規定により同項の措置の内容の報告を受けたときについて

準用する。

第四十七条中 「第九項」を 「第十項」に改め、 「読み替える」の下に「ものとする」を加える。

第四十八条第三項中 「合併 特例区規則」 と 「議会」 を 「合併市町村の条例」と、 「議会」 に改め、

併市 町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得てする当該合併市町村の長の承認を受け 構成員」と」の下に 「ならない」 とあるのは 「ならない。 この場合において、 合併 特 例区 合

出

なければならない」と」を加える。

第四十九条第二項中 「前項」を「前二項」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の 項

を加える。

2 合併特例区は、 次に掲げる場合には、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の長の承認を

受けなければならない。

一 負担付きの寄附又は贈与を受ける場合

法律若しくはこれに基づく政令又は合併特例区規則に特別の定めがある場合を除くほか、 その権利

を放棄する場合

合併市町村の条例で定める重要な公の施設につき合併市町村の条例で定める長期かつ独占的な利用

をさせる場合

兀 合併特例区がその当事者である審査請求その他の不服申立て、 訴えの提起 (合併特例区の長 の処分

又は裁決 (行政事件訴訟法 (昭和三十七年法律第百三十九号) 第三条第二項に規定する処分又は 同条

第三項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。)に係る同法第十一条第一項 (同法第三十

特例区を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、 いて準用する場合を含む。) 八条第一 に係る合併特例区を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、 項 (同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。) 又は同法第四十三条第一項にお の規定による合併特例区を被告とする訴訟 和 解 (合併特例区の長の処分又は裁決 調停及び仲裁に関する行為を (以下この号において「合併

行う場合

項」に改め、 第五十一条第二項中 「受けた」 「提出し、 の 下 に 「とき、 かつ」 を「提出するとともに」に改め、 及び第三項の規定により意見の提出を受けた」 同条第三項中 を加え、 「前項」 を 同項を同 「第二

条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 及び運営の合理化に資するため、 合併市町村の監査委員は、 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該合併特例区の組織 前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出す

4 第二項 の規定による監査 の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、 合併市 町村

の監査委員の合議によるものとする。

ることができる。

合併市 町村の監査委員から第二項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合にお いて

5

当該監査 の結果に関する報告の提出を受けた合併特例区の長又は合併特例区協 議 会は、 当該: 監 査 の結

果に基づき、 又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、 当該措置の内容を合併市 町 村 の監

査委員に通知しなければならない。この場合において、合併市町村の監査委員は、 当該措置の内容を公

表しなければならない。

第五十三条中「及び第四項、 第四十一条」を  $\overline{\ }$ 第四十一条」に改める。

び」を「及び」に、「第二百四十四条の二第二項から第四項まで」を「第二百四十四条の二第三項」に改

める。

第五

十四条第

一項中

「第四十八条第二項」の下に

第四十九条第二項第二号」を加え、

市 町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものと

された同法の一部改正)

第五条 市 町 村 の合併 の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するも

のとされた同法の一部を次のように改正する。

第二項及

第四十七条中 「第二百四十三条の二第一 項」 を 「第二百四十三条の二、 第二百四十三条の二の二第 一項

に改 「第八項」 の下に 第二百四十三条の二第一項及び第二項」を加える。

第五十一条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、 合併市町村の監査委員は、 当該意見の内容を公表しなければならない。

改め、 第五十一条第六項中 「及び第三項」を 「第三項の規定により意見の提出を受けたとき、 (次項に規定する措置を除く。 及び第六項」に

同項を同条第九項とし、

同条第五項中

「として措置」

の 下 に

 $\neg$ 

この項において同じ。)」を加え、 同項を同条第七項とし、 同項の次に次の 項を加える。

8 合併市 町村の監査委員から第四項の規定による勧告を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は

当該勧告に基づき必要な措置を講ずるとともに、 当該措置の内容を当該合併市町村の監査委員に通 知 知

しなければならない。 この場合において、 当該合併市町村の監査委員は、 当該措置 の内容を公表しなけ

ればならない。

十一条第四 |項中 「又は前項」 を 第三項」 に改め、 「意見の決定」 の 下 に 「又は前項の規定によ

る勧告の決定」 を加え、 同項を同条第五項とし、 同項の次に次の一項を加える。

合併市 町村の監査委員は、 第二項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、 各監査委員

6

の意見が一致しないことにより、 前項 の合議により決定することができない事項がある場合には、 その

旨及び当該事項についての各監査委員の意見を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市

町村の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第五十一条第三項の次に次の一項を加える。

4

合併市

町村の監査委員は、

合併特例区協議会において特に措置を講ずる必要があると認める事項については、 その者に対し、 理由

第二項の規定による監査の結果に関する報告のうち、

合併特例区の長又は

を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、 合併市町村の監査

委員は、当該勧告の内容を公表しなければならない。

第五十四条第一項中 「並びに第二百四十一条第一項及び第八項」を「、 第二百四十一条第一項及び第八

項並びに第二百四十三条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成三十二年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第四条 (第三号に掲げる改正規定を除く。) の規定並びに次条第三項、 第四項、 第七項及び第八項並

びに附則第五条第二項及び第七条の規定 公布の日

附則第四条第一項、

第六項、

第十一項、

第十二項、

第十四項及び第十五項の規定

公布

の日から起算

して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条中 地方自治法第百九十六条及び第百九十九条の三の改正規定、 同法第二百条の次に一条を加え

る改正規定並びに同法第二百三条の二第一項、第二百三十三条、第二百五十二条の七、第二百五十二条

の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六

並びに附則第九条の改正規定、 第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、 第三条 (地方独立行 政法

人法第十九条の次に一条を加える改正規定、 同法第二十四条の改正規定及び同法第百二十三条第一 項の

改正規定 (「含む。)」の下に 第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。)を除

の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並び

に附則第三条、 第四条第二項から第四項まで、 第七項から第十項まで、 第十三項及び第十六項、 第五条

第 項、 第八条、 第九条並びに第十二条の 規定 平成三十年四月一日

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の地方自治法 (以下この条において「新地方自治法」という。) 第七十

五条第五項、 第百九十九条第十三項及び第二百五十二条の十一第五項の規定は、 この法律の 施 行 (T) 日 以

下 「施行日」という。) 以後に行われる監査の結果に関する報告の決定につい て適用する。

2 新 地 方自治法第二百三十三条第七項の規定は、 前条第三号に掲げる規定の施 行の日 ( 以 下 「第三号施行

日」という。)以後に地方自治法第二百三十三条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決され

る場合について適用する。

3 監 査委員は、 前条第一号に掲げる規定の施行の日 (附則第五条第二項において「第一号施行日」という

以後に 第 条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 地 方自治法 (次項において 「旧地方自治法」という。)第二百四

十二条第一項の 規定による請求が あったときは、 施行 日前においても、 新 地 方自治法第二百四十二条第三

項の規定の例により、 当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

この場合に おいて、 当 該 通知 は、 施行 日に お ζì て同 項  $\hat{O}$ 規定によりされたものとみなす。

4  $\mathcal{O}$ 議会に通知することとされている同条において準用する旧地方自治法第二百四十二条第一 地 方自治法第二百九十二条に お 1 て準 一用する 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により一 部 事 務 組 合  $\mathcal{O}$ 監 查委員 が 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 部 規定に 事 務 組 合

ょ

る請 求の要旨の議会への通知 は、 地方自治法第二百八十七条の二第二項に規定する特例一 部事 務組合 以

下この項にお いて 「特例 一部事 務組合」 という。) にあっては、 新地方自治法第二百八十七条の二第六項

の規. 定  $\mathcal{O}$ 例 に より、 当該 特例 部 事 務 組 合の監査 査委員 が 地方自治法第二百八十六条第 項に規 定す んる構成

団 体 (以下この 項 Œ お 7 7 構 成団: 体 という。) の長を通じて当該請求 の要旨を全ての 構 成 団 体  $\mathcal{O}$ 議 会

に通知することにより行うものとする。

5 れ た 同 新 地 条第一 方自治法第二百四十二条第十項の規定は、 項の規定による請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還 施行日以後に同条第三項の規定によりその要旨が通知さ の請 求 権そ

6 新 地 方自 治法第二百 四十三条の二第 項 (第五 条の 規定による改 Ē 後の 市 町 村 この合併 の特 例 に関 ける法

0)

他

 $\mathcal{O}$ 

権

利

 $\mathcal{O}$ 放

棄

に

関

する議決に

つい

て適

用する。

律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四十七条において準

用する場合を含む。) の規定は、 新地方自治法第二百四十三条の二第 項に規定する普通地 方公共団 体の

長等  $\mathcal{O}$ 同 項  $\mathcal{O}$ 条例  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日以 後の行為に基づく損害賠償責任について適 用 する。

7 うとするときは、 普 通 地方公共団体の議会は、 施行日前においても、 新地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例 監査委員の意見を聴くことができる。  $\mathcal{O}$ 制定に関する議決をしよ

8 新地方自治法第二百五十二条の三十六第二項の規定による新地方自治法第二百五十二条の二十七第二項

に規定する包括外部監査契約 の締結については、 新地 方自治法第二百五十二条の三十六第二項の条例 を定

を聴くとともに、 議会の議決を経ることができる。

めた同条第一

項第二号に掲げる市

以外の

市

又は

町

村

の長は、

第三号施行目前においても、

監査

委員

0

意見

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の地方公営企業法第三十条第八項の規定は、 第三号施行日以後に地方公

営企業法第三十条第四 項 の規定に よる決算の 認定に関する議案が否決される場合について適用する。

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置

第四条 地方公共団体は、 第三号施行日前においても、 第三条の規定による改正後の地方独立行政法人法

を行 規定する役員の任期を規定した定款を定め、  $\mathcal{O}$ 以下この条に 議 会  $\mathcal{O}$ 総務大臣又は都道府県知事の 議決を経て、 お į١ て 新 新 地 地 方独立行政法人法第十五条第一 方独立行政法人法」という。) 認可を受けることができる。 又はこれらの規定に規定する役員の任期に関する定款 第七条又は第八条第二項 項若しくは第二項若しくは第七十 この場合において、 の規定 当該認可の効力は  $\mathcal{O}$ 例 匝 に 条第四 により、  $\mathcal{O}$ 変更 項に そ

2 三十五 新 地 **一条第一** 方独 立行政 項から第四 法人法第十三条第四 項まで並びに第三十五条の二の 項、 第五 項、 第七 項及び第八項、 規定は、 第三号施行日前に生じた事項につい 第十三条の二、 第十五 条の三、 ても 第

適用する。

第三号施行

日から生ずるものとする。

3 行政法 七十四条第四 規定する地方独立行政法人をいう。 附 則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人 人の役員 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ の任期を含む。)については、 規定 に か かわらず、 以下この条において同じ。) なお 従前 新地  $\mathcal{O}$ 例 によ 方独立行政法 の役員である者の任期 人法第十五条第一 (地方独立行政法人法第二条第一項に 項及び第二項並 (補 欠の 地 方 び に 独立 第

第三号施行日において地方独立行政法人の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には

4

除く。 5 任期 第三号施行 当該対応する理事長」とあるのは、 (補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。) に対応して定めるものとし、 の任期に係る新地方独立行政法人法第十五条第二項 日 の翌日以後最初に任命される地方独立 「任命の日から、 ·行政法· 同日において地方独立行政法人の理事長である 人の監  $\mathcal{O}$ 規定 の適 事 (補 用 欠の に ついては、 地 方独立行政法 同 項 中 任命 人の 理 監事を 事  $\mathcal{O}$ 日 長 か  $\mathcal{O}$ 

5 業務方法 独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。 六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。)の長の認可を受けた日以後の 新 地 方独立行政法人法第十九条の二第四 書  $\mathcal{O}$ 作 成又は変更について地方独立行政法人法第二十二条第 項の規定は、 同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該 一項のは 規定による設立 寸 体 (同 新 地方 法第

者」とする。

6 るときは 設立団体 施行 の議会は、 日 前 に お 新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例 į١ ・ても、 監査委員の意見を聴くことができる。  $\mathcal{O}$ 制定に関する議決をしようとす

政法人法 附 則 第 (次項において 条第三号に掲げる規定の施 旧 地方独立行政法人法」という。) 第二十五条第一項の規定により地方独立行 行  $\mathcal{O}$ 際現に設 立団 |体の長が第三条 の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 独 立行

7

体 政法  $\mathcal{O}$ 長が 人に指示 新 地 してい 方 ?独立行 る同項に規定する中期目標 政 法人法第二十五条第 項 (第十三項におい  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により指示 · した同 「旧中 項に規定する中 期目標」 という。) 期目 は、 標とみなす。 設立 寸

8 附 則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に地方独立行政法人が 旧地方 独立行政法人法第二十六条第

項の規定により認可を受けている同項に規定する中期計画 (次項において 「旧中期計画」 という。) は

新 地方独立行政法人法第二十六条第一 項の認可を受けた同項に規定する中期計 画 (次項において

「新中

期計

画

という。)とみなす。

9 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 旧 中 期計 画 が 新中 期計画とみなされる場合における第三号施行 日を含む 事業年 -度に係

る新地方独立行政法人法第二十七条第一 項の規定の適用については、 同項中 「毎事業年度 の開 労始前に、 前

項の認可を受けた」とあるのは、 地方自治法等の一部を改正する法律 (平成二十九年法律

号) 附則第 条第三号に掲げる規定の 施行の 日 以後遅滞なく、 同法附則第四条第八項の規定により前条

第一 項 の規定に よる認可を受けたとみなされる」とする。

10 新 地 方独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政法人法第二十八条、 第七十八条の二及び第七十九条の規定は、 第三号施行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 に終

了した事業年度における業務の実績及び中期目標の 期間における業務の実績に関する評価についても適用

する。

11

設立 団体及び新たに設立団体となる地方公共団体 (以下この項及び次項にお いて 加加 入設立 寸 体

う。)は、 第三号施行日前においても、 新地方独立行政法人法第八条第二項の規定の例により、 当該 設立

団体及び加入設立団体の議会の議決を経て、 設立団体の数を増加させる定款の変更を行い、 総務大臣又は

都道 府県知事 の認可を受けることができる。 この場合において、 当該認可の効力は、 第三号施行日 カ ら生

ずるものとする。

12 加 入設立団体は、 第三号施行目前においても、 新地· 方独立行政法人法第六十六条の三及び第六十六条の

几 0 規定の例により、 新地方独立行政法人法第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人に権

利及び義務を承継させるために必要な行為をすることができる。

13 新 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に係る第三号施行日を含む事業年度に

終了する旧 中 期 目 標  $\mathcal{O}$ 期間  $\mathcal{O}$ 終了 時 の検討に関する新地方独立行政法人法第七十九条の二第 項 Ó 規 定 の

適用 については、 同 項 中 評 価 !委員会が公立大学法人について第七十八条の二第 一項第二号に規定する中

期目! 標 の期間 の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、 当

該公立大学法人」とあるのは、「公立大学法人」とする。

14 地方公共団体は、 第三号施行 目前においても、 新地 方独立行政法人法第七条、 第二十一条第五号、 第八

十七条の五、 第八十七条の十一及び第百二十三条第四項の規定の例により、 新地· 方独立行政法人法第八十

七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人 (次項において 「申請等関係事務処理法人」という。

の設立について、 その議会の議決を経て、 新地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務及びこ

n に附帯する業務を規定した定款を定め、 総務大臣 又は都道府県知事 の認 可を受けることができる。 この

場合に おいて、 当該 認可 の効力は、 第三号施行日から生ずるものとする。

15 地方独立行政法人法第六十六条の規定により同法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人(申請

等関係事務処理法人であるものに限る。)に権利及び義務を承継させるために必要な行為は、 第三号施行

日前においても行うことができる。

16 第三号施行 日 か 5 施行日  $\mathcal{O}$ 前 日ま で  $\mathcal{O}$ 間 に おける新地方独立行政法人法第百二十三条第二項及び第三項

 $\mathcal{O}$ 規定 の適 用 に ついては、 同 条第二項中 「第六項第二号、 第十九条の二第四項」とあるの は 「第六項第二

号」と、 同条第三項中 「第六条第四項、 第十九条の二第四項」とあるのは 「第六条第四項」とする。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四 条 O規定による改 É 一後の 市 町 村  $\mathcal{O}$ 合併  $\mathcal{O}$ 特例に関する法律第四十五条第七項及び第 八項  $\mathcal{O}$ 規定

は、 第三号施行日以後に市町村の合併の特例に関する法律第三十六条第一項に規定する合併特例区 協

が同法第四十五条第二項の規定による決算の認定をしない旨の決定をする場合について適用する。

2 第四 条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第五十一条第五項の規定は、 第一号施行

日以後 に監 査 の結果に関する報告が提出される場合について適用する。

市 町 村 この合併 の特例 に 関する法律附則第二条第一 項ただし書 の規定によりなおその効力を有するもの

された同法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定に

より なおその効力を有するものとされた同法第五十一条第六項の規定は、 施行日以後に行われる監査 一の結

果に関する報告の決定について適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号、第四十条の二第一項及び第六十五条の三第一項第四号中「第二十一条第五号

」を「第二十一条第六号」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部改正

第九条

次に掲げる法律

の規定中

地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の三第一項第十一号

「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) 第二条第一項第二号

公益的法人等への一 般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成十二年法律第五十号) 第二条第

項第二号

匹 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の 部

を改正する法律(平成十六年法律第百四十四号)附則第六条

五. 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (平成十八年法律第四十七号) 第

五 十五 五. 項

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

の一部改正

第十条 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する

法律 (平成十四年法律第百一号) の一部を次のように改正する。

第四条第七項中

「第二百四十三条の二第一項」を

「第二百四十三条の二の二第一項」に、

三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一 行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 0 部

を次のように改正する。

別 表 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) の項中 「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」

に改める。

「第二百四十

## (地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)の一部を次のように改

正する。

第三条第一項中「報告し、かつ」を「報告するとともに」に改め、 同条第七項中「第二百五十二条の三

十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第四項」に改める。

## 理由

地方公共団 体等における適正 な事務処理等の 確 保 並 びに 組 織 及び運営の合理化を図るため、 地 方制 度調査

定等、 会の答申にのっとり、 監査 制 度の充実強化、 地方公共団体の財務に 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、 .関する事務等の適正な管理及び執行を確保するため 地方独立 の方 針 行  $\mathcal{O}$ 政 策

法 人の業務へ の市 町 村  $\mathcal{O}$ 申 -請等! 関係事 務  $\mathcal{O}$ 処 理業務  $\mathcal{O}$ 追加等の 措置を講ずるほ か、 所要の規定 の整備を行う

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。